



藤田医科大学
FUJITA HEALTH UNIVERSITY

全学共通

'26

学生便覧



目 次

大学編

建学の精神と沿革

建学の精神	1
藤田医科大学 大学3ポリシー	2
創設者藤田啓介先生の略歴	3
学長からのメッセージ	4
学校法人藤田学園の沿革	5
藤田学園歌	7

学生生活

1 学生生活の手引き	8
2 学生生活における基本的マナー	13
3 全学学生掲示板	15
4 就職支援	15
5 学生相談室	16
6 障がい学生への支援（合理的配慮）	17
7 一時休憩室	18
8 藤田学園健康管理部	18
9 学生診療受診体制及び手順	19
10 安全運転の心得	20
11 飲酒について	22
12 喫煙禁止・受動喫煙防止	23
13 薬物乱用防止に関する注意	24
14 キャンパス・ハラスメントの防止・対策	25
15 藤田医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン（学生向け）	31
16 ブラックバイトについて	33
17 海外渡航に際しての注意	35
18 保険・学生専用総合補償プラン	37
19 出校制限	38
20 インフルエンザに関する注意	39
21 COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について	40

学友会	43
-----------	----

奨学金制度	45
-------------	----

高等教育の修学支援新制度	47
--------------------	----

アセンブリ教育実施要領	49
-------------------	----

施設案内

1 図書館	51
2 体育施設、フジタホール	52
3 地域連携教育推進センター	53
4 国際交流推進センター	53

防災について

1 藤田医科大学における学生の地震防災に関する基本的行動指針	54
2 異常気象時における授業の取り扱いについて	56
3 落雷に対する注意	56

施設配置図

キャンパス案内図	58
藤田医科大学へのアクセス	60
藤田医科大学 ばんだね病院へのアクセス	61
藤田医科大学 七栗記念病院へのアクセス	61
藤田医科大学 岡崎医療センターへのアクセス	62

＜建学の精神＞

独創一理

私たちの創造力を人々のために
Our creativity for the people

藤田医科大学 大学3ポリシー

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、建学の精神である「独創一理」のもと、「独創的探究心」を備え、主体的に行動する社会人として科学的思考、国際的視野、多職種との連携・協働、倫理観と責任感が十分に培われ、診療、疾病予防や健康増進を通じて社会に貢献する能力を身につけたと認められる人の卒業を認め学士の学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、独創的探究心や課題解決能力を養うために螺旋的・体系的なカリキュラムを編成します。多様な授業形態を組み合わせ主体的・能動的に学ぶ教育課程の展開と自発的な学修の促進を図ります。学修成果を適切に評価し、教育実践及び学修指導について組織的に検証し改善に努めます。

入学者の受け入れ・選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、医学・医療と健康に深い関心を持ち、意欲や情熱を備え、幅広く豊かな教養を持つ人を求めます。主体性をもって課題に取り組む能力と探求心を備え、他者と協働して地域と国際社会に貢献しようとする高い志を持つ人を受け入れます。加えて「学力の3要素」を適正に評価する入試選抜を実施します。

入学試験は多様な知識や能力等を評価するために複数の受験機会を提供します。性、人種、宗教、性的指向、社会経済的地位や身体能力は評価しません。なお、本学は人々の健康を守る医療人材を育成する大学として、入学者は喫煙しないことを約束できる方とします。

学校法人藤田学園創設者

故 総長 藤田 啓介 先生



略 歴

- 1925年（大正14年）岡山県に生まれる（本籍 愛媛県新居浜市）
- 1948年（昭和23年）名古屋帝国大学医学部卒業
- 1960年（昭和35年）岩手医科大学助教授
- 1960年（昭和35年）医療法人静心會桶狭間病院理事長に就任
- 1963年（昭和38年）愛知学院大学歯学部教授
- 1964年（昭和39年）学校法人藤田学園設立、理事に就任
- 1966年（昭和41年）名古屋衛生技術短期大学開学、学長に就任
- 1967年（昭和42年）学校法人藤田学園理事長に就任
- 1968年（昭和43年）名古屋保健衛生大学（現藤田医科大学）開学、学長に就任
- 1989年（平成元年）学校法人藤田学園総長に就任
- 1995年（平成7年）6月11日逝去

主な研究 生化学 アロエの薬理作用に関する研究、腫瘍マーカーの研究、精神分裂病等の病態生化学

学長からのメッセージ

学長 岩田 仲生



この学生便覧は、新入生および在学生の皆さんが藤田医科大学で今後の学生生活に必要な事柄が収録されています。充実した学生生活を送るための手引書として、是非活用してください。

藤田医科大学は、医学部・医療科学部・保健衛生学部の3学部、医学研究科・医療科学研究科・保健学研究科の3研究科から構成された医療系総合大学です。建学の精神「独創一理」のもと、質の高い教育と医療の進歩につながる研究に情熱を注いでいます。また、学部・学科の垣根を越えたアセンブリ教育でチーム医療を学び、他職種と連携のできる医療人の育成をしています。

また、本学で学ぶ強みは、4つの大学病院群を中心とした高度な臨床での実習にもあります。臨床を実践し学びの場である大学病院では、2024年12月に3回目のJCI (Joint Commission International) による認証を受け、国際水準の医療が推進されています。基幹災害拠点病院に加え、高度救命救急センターの認定を受けた現在、医療救護活動の要となる役割を果たすべく、防災士資格の全学生取得も順調に進んでいます。2024年2月にはドクターヘリも配備され、本学を中心とした広い地域での防災の取り組みをさらに充実させていきます。

研究では、全国11大学目として「橋渡し研究支援機関 (TR)」に、また「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に採択されました。精神・神経病態研究拠点の形成として、トッ

プレベルの双方向性トランスレーショナル研究を推進しています。2025年8月には医学系研究支援プログラム（総合型）に私立大学として唯一採択され、国内外から研究力の充実を高く評価されています。

さらに大学病院本院は臨床研究中核病院（臨床）の承認を目指して臨床研究力の強化に努めています。医学部を持つ大学のうち高度な研究開発機能を有する大学はTRと臨床に認定・承認されており、現在は東大・京大など旧7帝大に慶應・岡山を加えた9大学になります。本学は日本で10番目の大学となることで日本の医療技術革新を先導する役割を担っていきます。

大学・病院全体の医療情報システムの改革も重要な課題です。国の「医療DX2030」に基づく世界標準の医療データ連携に関しては、医療情報の効果的な二次利用を目標に4病院の約250万症例データを活用する世界標準の基盤形成に取り組んでおり、海外とのデータ連携や災害対策をめざし、デジタル庁や大学、企業と連携し日本医療のデジタル化を牽引していきます。

私たちは、患者第一の医療を推進することのできる人材育成はもちろんとし、科学的思考をもち、多くの社会課題に取り組めるグローバルな新医療人の育成を目指しています。私たちと一緒にALL FUJITAで一丸となって歩んでいきましょう。



学校法人藤田学園の沿革

1964 (昭和39) 年 9 月24日	学校法人藤田学園設立、同時に南愛知准看護学校設置認可、同年10月開校
1965 (昭和40) 年 4 月 1 日	南愛知准看護学校 4 月入学に変更
1966 (昭和41) 年 1 月25日	名古屋衛生技術短期大学衛生技術科設置認可、同年 4 月開学
1966 (昭和41) 年 6 月 4 日	名古屋医学技術専門学院設置 (夜間) 厚生省が国家試験受験資格を認め、衛生検査技師養成所として指定、同年10月開学
1968 (昭和43) 年 3 月15日	名古屋保健衛生大学衛生学部衛生技術学科、衛生看護学科設置認可、同年 5 月開学
1968 (昭和43) 年 3 月21日	南愛知高等看護学院設置 (厚生省指定)、同年 4 月開校
1971 (昭和46) 年10月 1 日	藤田学園名古屋保健衛生大学ばんだね病院 (第 2 教育病院) 開設
1971 (昭和46) 年11月22日	名古屋保健衛生大学医学部医学科設置認可、1972 (昭和47) 年 4 月開学
1972 (昭和47) 年 4 月 1 日	名古屋保健衛生大学総合医科学研究所 開設
1972 (昭和47) 年11月 1 日	藤田学園名古屋保健衛生大学病院 (第 1 教育病院) 開設許可、1973 (昭和48) 年 5 月開設
1973 (昭和48) 年12月15日	藤田学園生薬研究塾開所 施設全体を「七栗学綜」と命名
1978 (昭和53) 年 3 月24日	名古屋保健衛生大学大学院医学研究科 形態系、機能系、保健衛生系、内科系、外科系各専攻課程設置認可、同年 5 月開学
1979 (昭和54) 年 4 月 5 日	名古屋保健衛生大学救命救急センター開設
1983 (昭和58) 年 2 月19日	南愛知准看護学校 (各種学校) と南愛知高等看護学院を統合して藤田学園看護専門学校と改称、専修学校として設置認可
1983 (昭和58) 年 4 月 1 日	藤田学園看護専門学校 医療専門課程看護科、医療高等課程看護科開校
1984 (昭和59) 年 6 月 1 日	大学、短期大学の名称をそれぞれ藤田学園保健衛生大学、藤田学園衛生技術短期大学に変更、名古屋医学技術専門学院の名称を藤田学園医学技術専門学院に変更、藤田学園名古屋保健衛生大学病院の名称を藤田学園保健衛生大学病院に変更、藤田学園名古屋保健衛生大学ばんだね病院の名称を藤田学園保健衛生大学ばんだね病院に変更
1984 (昭和59) 年12月27日	藤田学園衛生技術短期大学専攻科衛生技術専攻設置認可、1985 (昭和60) 年 4 月開学
1986 (昭和61) 年 1 月30日	総合コンピュータプログラミング専門学校工業専門課程設置認可、同年 4 月開校
1986 (昭和61) 年12月20日	藤田学園保健衛生大学ばんだね病院の名称を藤田学園保健衛生大学坂文種報徳會病院に変更
1986 (昭和61) 年12月23日	藤田学園保健衛生大学衛生学部診療放射線技術学科設置認可、1987 (昭和62) 年 4 月開学
1987 (昭和62) 年 3 月18日	藤田学園保健衛生大学大学院医学研究科分子医学系専攻課程設置認可、同年 4 月開学
1987 (昭和62) 年 4 月 1 日	藤田学園医学技術専門学院 4 年制度に変更
1987 (昭和62) 年 4 月20日	藤田学園保健衛生大学七栗サナトリウム開設、「七栗学綜」の呼称を「七栗校地」に変更
1991 (平成 3) 年 4 月 1 日	大学、短期大学、看護専門学校、専門学校の名称をそれぞれ藤田保健衛生大学、藤田保健衛生大学短期大学、藤田保健衛生大学看護専門学校、藤田コンピュータ専門学校に変更、藤田学園保健衛生大学病院の名称を藤田保健衛生大学病院に変更、藤田学園保健衛生大学坂文種報徳會病院の名称を藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院に変更、藤田学園保健衛生大学七栗サナトリウムの名称を藤田保健衛生大学七栗サナトリウムに変更
1992 (平成 4) 年 3 月25日	藤田保健衛生大学リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法科・作業療法科設置認可、同年 4 月開校
1992 (平成 4) 年12月21日	藤田保健衛生大学短期大学専攻科衛生技術専攻を廃止、臨床工学技術専攻を設置認可、1993 (平成 5) 年 4 月開学
1995 (平成 7) 年10月 1 日	生薬研究塾は総合医科学研究所に編入され、「藤田記念生薬研究塾研究部門」となる
1995 (平成 7) 年12月22日	藤田保健衛生大学短期大学医療情報技術科設置認可、1996 (平成 8) 年 4 月開学
1996 (平成 8) 年 1 月31日	藤田コンピュータ専門学校 工業専門課程 学生募集停止
1997 (平成 9) 年 4 月24日	藤田保健衛生大学看護専門学校 医療高等課程 学生募集停止
1997 (平成 9) 年 5 月16日	藤田コンピュータ専門学校廃止
1997 (平成 9) 年10月29日	藤田学園医学技術専門学院 学生募集停止
1998 (平成10) 年 4 月 1 日	藤田記念生薬研究塾研究部門は藤田保健衛生大学藤田記念生薬研究所に改組
1999 (平成11) 年 6 月30日	藤田保健衛生大学看護専門学校 医療高等課程 廃止
1999 (平成11) 年12月 9 日	藤田保健衛生大学看護専門学校 医療専門課程 2 年課程学生募集停止
1999 (平成11) 年12月14日	藤田保健衛生大学看護専門学校 医療専門課程 3 年課程開設、2000 (平成12) 年 4 月開校

2000(平成12)年12月21日	藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻(修士課程)設置認可、2001(平成13)年4月開学
2001(平成13)年3月30日	藤田学園医学技術専門学院廃止、臨床検査技師養成所としての指定取り消し
2002(平成14)年4月1日	藤田保健衛生大学看護専門学校 医療専門課程 2年課程 廃止
2003(平成15)年4月10日	藤田保健衛生大学衛生学部リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻設置届出、2004(平成16)年4月開学
2004(平成16)年4月1日	藤田保健衛生大学藤田記念生薬研究所の名称を藤田保健衛生大学藤田記念七栗研究所に変更
2004(平成16)年5月17日	藤田保健衛生大学リハビリテーション専門学校 医療専門課程 学生募集停止
2005(平成17)年2月1日	藤田保健衛生大学中部国際空港診療所開設
2007(平成19)年3月31日	藤田保健衛生大学リハビリテーション専門学校医療専門課程廃止
2007(平成19)年4月24日	藤田保健衛生大学医療科学部臨床工学科設置届出、2008(平成20)年4月開学
2007(平成19)年7月3日	藤田保健衛生大学短期大学 衛生技術科、医療情報技術科 学生募集停止
2007(平成19)年12月3日	藤田保健衛生大学医療科学部医療経営情報学科設置認可、2008(平成20)年4月開学
2008(平成20)年4月1日	藤田保健衛生大学衛生学部の名称を医療科学部に変更し、衛生学部の衛生技術学科、衛生看護学科、診療放射線技術学科の名称をそれぞれ医療科学部の臨床検査学科、看護学科、放射線学科に変更
2009(平成21)年4月20日	藤田保健衛生大学短期大学 専攻科臨床工学技術専攻 学生募集停止
2010(平成22)年5月21日	藤田保健衛生大学短期大学 廃止
2013(平成25)年2月1日	藤田保健衛生大学地域包括ケア中核センター(医療・福祉業)開設
2014(平成26)年10月31日	藤田保健衛生大学大学院保健学研究科医療科学専攻(博士後期課程)設置認可、2015(平成27)年4月開学
2016(平成28)年1月1日	藤田保健衛生大学七栗サナトリウムの名称を藤田保健衛生大学七栗記念病院に変更
2017(平成29)年3月31日	藤田保健衛生大学藤田記念七栗研究所 閉所
2017(平成29)年4月1日	学内研究組織再編により藤田保健衛生大学藤田記念七栗研究所を藤田保健衛生大学研究支援推進センターに統合
2017(平成29)年12月27日	藤田保健衛生大学大学院医学研究科医学専攻(博士課程)設置届出、2018(平成30)年4月開学
2018(平成30)年4月18日	藤田保健衛生大学 医療科学部看護学科、リハビリテーション学科、臨床検査学科、臨床工学科、医療経営情報学科学生募集停止
2018(平成30)年4月24日	藤田保健衛生大学 保健衛生学部看護学科、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻設置届出、2019(平成31)年4月開学
	藤田保健衛生大学 医療科学部医療検査学科設置届出、2019(平成31)年4月開学
2018(平成30)年10月10日	大学、専門学校の名称をそれぞれ藤田医科大学、藤田医科大学看護専門学校に変更、藤田保健衛生大学病院の名称を藤田医科大学病院に変更、藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院の名称を藤田医科大学ばんたね病院に変更、藤田保健衛生大学七栗記念病院の名称を藤田医科大学七栗記念病院に変更
2019(平成31)年3月5日	藤田医科大学看護専門学校 学生募集停止
2019(平成31)年4月1日	学内研究組織再編により藤田医科大学研究支援推進センターを藤田医科大学研究支援推進本部に名称変更
2019(令和元)年11月19日	藤田医科大学大学院医学研究科医科学専攻(修士課程)設置認可、2020(令和2)年4月開学
2020(令和2)年4月1日	藤田医科大学七栗記念病院訪問事業部開所
2020(令和2)年4月7日	藤田医科大学岡崎医療センター 開設
2020(令和2)年8月1日	藤田医科大学地域包括ケア中核センター幸田岡崎サテライト 開所
2021(令和3)年4月1日	藤田医科大学地域包括ケア中核センター名古屋緑サテライト 開所(～2025(令和7)年12月20日)
	藤田医科大学高度救命救急センター指定
2022(令和4)年3月31日	藤田医科大学看護専門学校 廃止
	藤田医科大学 医療科学部 臨床検査学科、臨床工学科、医療経営情報学科 廃止
2022(令和4)年8月31日	藤田医科大学大学院医学研究科病院経営学・管理学専攻(専門職学位課程)設置認可、2023(令和5)年4月開学
2023(令和5)年7月26日	藤田医科大学大学院 医療科学研究科医療科学専攻(修士課程・博士後期課程)設置届出、2024(令和6)年4月開学
	保健学研究科保健学専攻(博士後期課程)設置届出、2024(令和6)年4月開学
2023(令和5)年8月30日	藤田医科大学大学院 保健学研究科医療科学専攻(博士後期課程) 学生募集停止
2023(令和5)年10月2日	藤田医科大学東京 先端医療研究センター 開所、藤田医科大学 羽田クリニック 開院



藤田学園歌

山上 路夫 作詞
藤田 啓介 訳詞
A. Hawthorne 作曲
松永 英雄 作曲
藤田 啓介 編曲

A

のびーのみなみ つらなるおカーに
りそーにみてる われらがほこーう わ
かきいのちにたくされし あいとまことのむげんのしめい
ほこーらカーに にないてたてーる
われらがすすむ みちを みーよ
ふじたがくえんふじたふじたふじたふじたふじた
ふじたがくえんふじたふじたふじたふじたふじた Fine

B

かみのみつかい よ おしえやさしき
きほうさとしつ つ すくいささやく
くらきくもよあけ あらしやむまで
あめもすぎされば あすははれなん
さーさやくーきほうのこーえよ なーげきぬーわれ
にーえみをー さーさやくーきほうのこーえよ
なーげきぬーわれにーえみをーをー D.S. to **A** Fine

一、濃尾の南 連なる丘に

理想に充てる われらが母校
若き生命に たくされし
愛と誠の 無限の使命
誇らかに担いて立てる
われらが進む 道を見よ

※ 藤田学園 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田
藤田学園 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田

神の御使よ 教えやさしき
希望さとしつ 救いささやく
暗き雲よ明け 嵐やむまで
雨も過ぎ去れば 明日は晴れなん
ささやく希望の声よ 嘆きぬわれに笑みを
ささやく希望の声よ 嘆きぬわれに笑みを

二、今なお深く 歴史の蔭を

たたえる緑 われらが母校
若き力が 新しき
明日に輝く 歴史を創る
高らかに 聞こえる歌は
未来に向かい うたう歌

※繰り返し

薄明たそがれて 騒ぎはるかに
日暮れ深まりつ 星はきらめく
夜のとばりになぜ 心沈むや
やみ夜過ぎたれば 夜明け近からん
ささやく希望の声よ 嘆きぬわれに笑みを
ささやく希望の声よ 嘆きぬわれに笑みを

三、尾張の大地 三河の海面

あかつき昇る われらが母校
若き希みは いつの日も
強く明日を めざして進む
大空の その涯までも
われらの夢は 駆けりゆく

※繰り返し

1 学生生活の手引き

1. 学生証（名札）（身分証明書及び名札として利用）

本学の学生には、学生証（名札）が交付されます。この学生証（名札）は、身分を証明するためだけでなく、学生生活を円滑に過ごすために必要です。汚損、紛失をしないよう注意してください。

学内では常時、学生証（名札）の着用が義務付けられています。大学病院を有する本学キャンパスは、学校であると同時に公共医療機関です。病院内では学生も医療機関の構成員として適切な態度・モラルが要求されます。

以下に記載した「学生証（名札）着用の目的と意義」をよく理解し、学内では学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）着用の目的と意義】

（1）本学学生としての自覚と責任感の涵養

学生は本学の敷地・建物内において、学生証（名札）の着用を通じて本学学生としての立場を自覚し、公に自らの個人名を提示して責任ある行動をとることが求められています。

（2）安全管理上の必要性

本学の敷地・建物内における安全管理上の観点（不審者・侵入者への対応、盗難防止、人身の安全等）からも、学生証（名札）の着用により身分を明確にすることが求められています。

（3）病院の環境向上と患者からの信頼獲得

本学病院内において学生証（名札）を着用し、自らの所属と個人名を明確にすることで、患者・家族関係者の信頼感・安心感が高まり、病院のアメニティ向上につながります。

※上記に従い、学内では常時、学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）の取扱い】

（1）学生証（名札）は本学学生としての身分を証明するものですから、常に着用してください。

（2）学生証（名札）を紛失すると悪用されるおそれがありますので、十分注意してください。万一紛失したときは、ただちに各学部学務課又は教学課に届け出てください。

（3）紛失などのため学生証（名札）の再交付を受ける場合は、各学部学務課又は教学課に届出書を提出したのち、学生証（名札）再交付願に所定事項を記入して再交付を受けてください。

（4）各種証明書や学割の交付を受ける際は、必ず学生証（名札）を呈示してください。

（5）学生証（名札）は、卒業または退学などにより学生の身分がなくなると同時にその効力を失います。従って、これらの場合は、ただちに各学部学務課又は教学課に学生証（名札）を返還しなければなりません。なお、卒業時には学生証（名札）と引き換えに卒業証書・学位記が授与されますので、それまで必ず携帯してください。

2. 学生への連絡

大学の行事、学生生活関係、授業関係等学生に周知させる事項は学生ナビの掲示によって行っています。

1日に最低2回（朝・夕）は掲示を確認する習慣を身に付けてください。掲示の見落としによる不利益は学生本人の責任です。

なお、必要に応じて、メール等により連絡を行う場合があります。

3. スクールバス通学

本学と名鉄前後駅を約30分で結ぶスクールバスを2021年度から運行しています。

交通状況により遅延する場合があります。時間に余裕を持った乗車をしてください。

- ・乗車方法：利用者は大学側バス停にて学生証（名札）をカードリーダーにかざし乗車登録
- ・利用料金：1乗車190円、年2回口座振替にて引き落とします。
- ・運行日、ダイヤはポータルサイトおよび掲示板を参照してください。
- ・大学停留所は、教職員第6a駐車場内にあります（「キャンパス案内図」P58～P59参照）。



4. 自転車・バイク通学

通学目的として自転車又はバイク（原動機付自転車含む）の利用を希望する学生は、学生支援課（大学5号館2階）へ所定の書類を提出して「二輪車許可ラベル」を受け取り、駐輪・駐車する自転車又はバイクに貼付してください。駐輪・駐車場は「キャンパス案内図」（P58～P59）を参照し、指定の駐輪・駐車場を利用してください。

※登録は入学後1回とし、申請内容の変更等の場合には、その都度申請してください。

また、使用しなくなった自転車・バイクは駐輪場へ放置せずに、持ち帰る等の処分を各自で必ず行ってください。

2026年4月からは、自転車にも交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入され、違反には反則金が科せられます。ルールを必ず守ってください（詳細はP21参照）。

5. 自動車通学

学生駐車場の利用は原則として医学部3年生以上、医療科学部、保健衛生学部2年生以上の学生に許可します。通学目的としての利用を希望する学生で、「学生駐車場利用許可願」に記載された事項を遵守できる者に学生駐車場の利用を許可します。

※継続利用希望者は毎年更新手続きが必要です。学生支援課の案内に従って手続きをしてください。

学生支援課（大学5号館2階）にて利用申請を行い許可が下りると、学生証（名札）にて駐車場ゲートを通過できるよう登録がされます。利用料金は所定の金額を口座引き落としにて徴収します。

悪質な違反車両は厳しく処罰します。

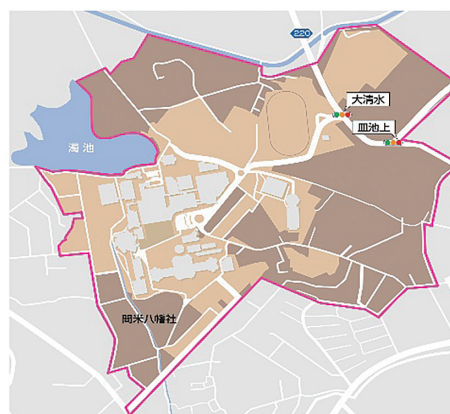
自転車・バイク・自動車に関する注意事項

① 学内・学外においてバイク（原動機付自転車を含む）の交通事故が多発していますので、自動車損害賠償責任保険の加入の確認及び自動車損害賠償責任保険では補えない部分を補償する任意保険への加入を原則とします。また交通ルールを遵守し、安全運転に気をつけてください。万が一、事故を起こしたり事故に遭ったりした場合は、まず救急車を呼び、人命確保に努めてください。事故直後は目立った外傷がなくても、後々、後遺症が出たりすることもあります。どんな些細な事故であっても必ず警察に連絡し、相手の連絡先等を確認してください。

② 自動車通学で学生駐車場を利用する学生は、警備員の誘導に従い利用してください。特に朝の登校時は、周辺道路が混雑しています。時間にゆとりをもって登校してください。

③ 近年、迷惑駐車車両が非常に多くなり、周辺の住民や患者さまから苦情があります。患者さま用駐車場（第1、第2、第3駐車場）の利用、無断駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。悪質な迷惑駐車車両は、厳しく処罰します。

豊明校地 路上等駐車禁止エリア



駐車禁止エリア
※駐車場契約エリアは除く

6. 交通事故に対する処置

交通事故に遭った場合、または交通事故を起こした場合は、事故の程度にかかわらず、必ず警察に連絡してください。その後、速やかに「交通事故報告書」を学生支援課に提出してください。万一に備えて任意保険に必ず加入してください。

7. 事故の報告

学生が、正課中及び課外活動中、通学途上に負傷した時、もしくは事故に遭った場合は、速やかに「事故報告書」を学生支援課に提出してください。

8. 拾得物・紛失物

本学キャンパス内で落とし物を拾得した場合や物を紛失・盗難等にあった場合は、学生支援課（大学5号館2階）へ申し出て、「遺失・紛失届」または「盗難等被害届」を提出してください。

窓口名称	場 所	電話番号
学生支援課	大学5号館2階	0562-93-9442

9. 通学証明書の発行による定期券の購入

通学定期券は学生各自で、最寄りの駅で購入してください。

1 名鉄・近鉄・JRの通学定期券を利用する学生

ガイダンスの際に在籍シールをお渡しします。在籍シールは年1回更新（有効期限は翌年3月31日）が必要となりますので、必要事項を記入し、学生証の裏面に貼付して利用してください。ただし、2025年度入学生からは毎年更新する必要はありません。

- ① 定期券の購入月数の単位は1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 通学区間は現住所の最寄りの駅から本学までの最短距離となっています。アルバイト他のために通学定期券を購入しようとする人がいますが、通学定期券は通学の目的以外には使用できませんので注意してください。

2 名古屋市交通局（市バス・地下鉄）の通学定期券を利用する学生

交通局指定の定期券購入申込書に必要事項を記入し、学生証を提示して利用してください。

- ① 定期券の購入月数の単位は1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 区間の制限なく希望する経路の通学定期券の購入ができますが、他社（他の交通機関）との連絡定期券については、在籍シールが必要となり、通学目的以外には、使用できません。

3 名鉄・近鉄・JR・名古屋市交通局（市バス・地下鉄）以外の交通機関の通学定期券を利用する学生

在籍シールで通学定期券が購入可能かどうかを利用する交通機関に確認するか、各学部学務課又は教学課に相談してください。購入可能な場合は、在籍シールに必要事項を記入し、学生証の裏面に貼付して利用してください。

在籍シールで通学定期券が購入できない交通機関については、通学証明書を無料で発行しますので、通学証明書交付願を記入し、各学部学務課又は教学課に提出してください。

- ① 定期券の購入月数の単位は主に1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 通学区間は現住所の最寄りの駅から本学までの最短距離となっています。アルバイト他のために通学定期券を購入しようとする人がいますが、通学定期券は通学の目的以外には使用できませんので注意してください。

別途、通学証明書の交付を希望するときは、各学部学務課又は教学課に所定の証明交付願（様式23）を提出してください。（学部ポータルサイトより「諸規程」の学生心得規程を参照してください。）

10. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行

学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

1 交付要領

証明書自動発行機で手続きをし、学割証の交付を受けてください。1回の申し込み枚数は2枚以内で、年間（※）8枚まで発行できます。

※医学部 …… 5月1日～翌年4月30日

医療科学部・保健衛生学部 …… 4月1日～翌年3月31日

2 割引条件・割引率

割引条件 …… 普通旅客運賃片道100kmを超える区間の利用

割引率 …… 鉄道、航路、その他の連絡線（いずれも2割）

3 注意事項

使用する際は学生証の携帯が必要です。他人名義の学割を使用しようとした場合、使用者は2倍相当額の運賃を支払うことになり、一定期間の発行が停止されます。さらに、在学する大学は学割の停止処分を受けることがありますので、絶対に不正使用をしないでください。

使用に当たっては学割証の裏面の注意事項を必ず守ってください。

11. 健康診断

健康診断は本学健康管理部の指導の下、以下のとおり検査を実施しています。（ ）内は、実施予定です。

① 胸部X線検査 …… 全学生（3～7月）

② 心電図検査 …… 1年生全員（4～7月）

③ 結核菌感染検査（T-SPOT） …… 1年生全員（4～7月）

④ 尿検査 …… 医療科学部・保健衛生学部4年生全員（4～5月、3年生3月）

⑤ 血液検査 …… 医学科1、2年生・医療検査学科1、3年生・放射線学科全学年・看護学科全学年・リハビリテーション学科全学年（4～7月）

検査の結果、異常所見が認められたときは、再検査を受けるよう本人に通知します。

12. 学園施設の使用について

「施設案内」（P51～P53）を参照してください。

2 学生生活における基本的マナー

1. 学園内のマナー

- 歩きスマホは禁止です。
- 病院内、周辺通路においては周囲の迷惑にならないよう並列歩行や大きな声で話さないよう注意してください。
- キャンパス内は全面禁煙、キャンパス外でもポイ捨てなど喫煙による迷惑行為は絶対にしないでください。
- 教室は常に整理整頓に心がけ、私物を放置しないでください。
- ゴミは指定場所へ確実に分別して捨ててください。
- 食堂では割り込み、席取りをしないでください。
- 貴重品は各自の責任において管理してください。
- 本学の敷地、建物内では指定の名札を着用してください。
- 身だしなみは常に清潔を保ち、医療を志す学生らしく挨拶も適切にしてください。

2. 通学時のマナー

(1) 公共交通機関を利用した通学

- お年寄りや身体の不自由な方に席を譲るようにしてください。
- 出入り口付近に立ち止まらないでください。
- 「学生が車内で騒がしい」といった、利用者からの苦情が、過去に何度もありましたので、車内では声の大きさや内容に十分注意してください。

(2) 自動車、バイク、自転車を利用した通学

- 道路交通法を遵守してください。
- 指定の駐車場、駐輪場を利用してください。利用には所定の許可が必要です。
(指定場所は、キャンパス案内図 (P58～P59) 参照)
- 安全運転に心掛けてください。(加害者にも被害者にもならないよう注意してください。)
医学医療系学生が罰金刑以上の刑を受けた場合(酒気帯び運転は罰金刑です!) 国家試験に合格しても免許が交付されない、もしくは交付が一定期間停止されることがあります。

3. 授業中のマナー

- 遅刻は認められていません(遅刻は欠席となります)ので注意してください。
- 授業中の入退室はしないでください。
- 授業に関係ない飲食物などは机の上に置かないでください。
- 授業終了後(特に帰宅前)には視聴覚教材、エアコン、室内の電源を切ってください。
- 実習では白衣など決められた服装を守ってください。

4. 携帯電話のマナー

- 授業中はマナーモードに設定してください。
- 病院内又は図書館内ではマナーモードに設定してください。

- 公共交通機関を利用する場合はマナーモードに設定して、通話はしないでください。
(医療人を目指す学生の常識です。)
- 運転中は使用しないでください。

5. 講義室等の利用に関するマナー（講義室等の清掃）

- 講義室等は、学生が定期的に清掃することになっています。
- 学部によっては当番制を採用しています。
当番の学生は、自分の居室のつもりで清掃を心掛けてください。
- 黒板は授業終了毎に当番の学生が消してください。
- 普段からできるだけ汚さないように気をつけてください。
- 講義室には私物を放置しないでください。
- 放置された私物は処分されることがあります。

3 全学学生掲示板

本学園の全学生がお互いに協力しつつ活発な学生生活を過ごすための支援の一つとして、「全学学生が比較的自由に使用できる掲示板」との主旨で、合同校舎1階学生食堂壁面に「全学学生掲示板」を常設しています。全学的な学友会活動・クラブ活動等で大いに活用してください。この掲示板の利用方法は以下のとおりです。

- ・「全学学生掲示板」は、学生支援課で管理しています。
- ・掲示を希望する学生は、掲示物を学生支援課へ持参してください。
- ・掲示物の規格は、原則としてA3判以内にしてください。

【問い合わせ先】 場 所：学生支援課（大学5号館2階）

開室時間：平日 8：45～17：00

土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、12/29～1/3）は休みです。

電 話：0562-93-9864

4 就職支援

本学では、就職や進学に関する相談・支援の窓口を学生支援課の中に設置しています。

就職支援では、学生が本学で学んだ専門知識や習得した技術を活かせるように、一人ひとりの個性や適性にあった就職ができるよう取り組んでいます。就職活動がスムーズにおこなわれるために就職ガイダンスを実施し、また、就職の機会が少しでも多くなるように、年間を通じて企業や病院、検査・健診センターなどに訪問して求人開拓をしています。また、得た求人情報を公開するとともに適切なアドバイスを行っています。（求人情報は、学内外のパソコンや学生のスマートフォンから、いつでもどこからでも自由に閲覧することができます。）一人ひとりに寄り添い具体的なサポートを手厚くおこなうことで、学生の希望に合わせた就職を実現しています。就職活動関連の書籍貸出、履歴書・小論文の添削、面接の練習、その他の相談など、いつでも気軽にお越しください。

【問い合わせ先】

場 所：学生支援課（大学5号館2階）

開室時間：平日 8：45～17：00

土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、12/29～1/3）は休みです。

電 話：0562-93-2514

メー ル：shushoku@fujita-hu.ac.jp

5 学生相談室

来室したことや相談内容に関するプライバシーは守られます。

どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

大学生活を送るなかで何かしら悩み事を抱えてしまった時、自分一人で抱え込まずに周囲に相談し、その時々の問題を解決していくことはとても大切なことです。大学内には困った時に相談できる窓口がありますが、学生相談室もその一つです。

学生相談室は、困ったとき、自信が持てないとき、不安なとき、など心の悩みを抱えた時に活用できる場所です。自分の心のことや人間関係の悩みなど、どんなことでも構いません。学業に関する悩みや将来についての疑問に向き合う場所にされる学生もいます。

青年期は心が成長する時でもあり、社会生活を送る上での心のしなやかさを身につける非常に大切な時期です。人は誰でも、一時的に心のバランスが崩れ、悩みを抱えてしまい不安に陥ることがあります。そのような時は一人で悩みを抱え込まないで、周囲の助言や援助を求めることも、自分自身が成長するための大切なスキルといえます。

学生相談室では、皆さんがより良い大学生活を送ることが出来るように、相談員が皆さんの悩みや相談にじっくりと耳を傾け、皆さんと一緒によりよい方向性を見つけ出せるようお手伝いをしています。一度お会いして、一緒に考えてみませんか。

- 相談時間を確保するため、できれば電話・メールで事前に予約をしてください。
予約の際には、氏名・学科・学年・希望の日時を教えてください。
- 相談員は臨床心理士・公認心理師です。
- オンラインでの相談も可能ですが、実施については相談員が判断した上で行うこととします。初回の相談の際は必ず学生相談室に来室してください。

【相談・予約先】

場 所：大学 1 号館 8 階814号室

電 話：0562-93-2615（学生相談室直通）

Eメール：soudan@fujita-hu.ac.jp

開室時間：平日 8：45～17：00

※土日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、12/29～1/3）は休みです。

※メールの返信がない等、相談員と連絡がつかずお困りの場合は、学生支援課へ連絡ください。相談員の不在時、学生支援課が対応することもあります。

【問い合わせ先】

場 所：学生支援課（大学 5 号館 2 階）

電 話：0562-93-2636

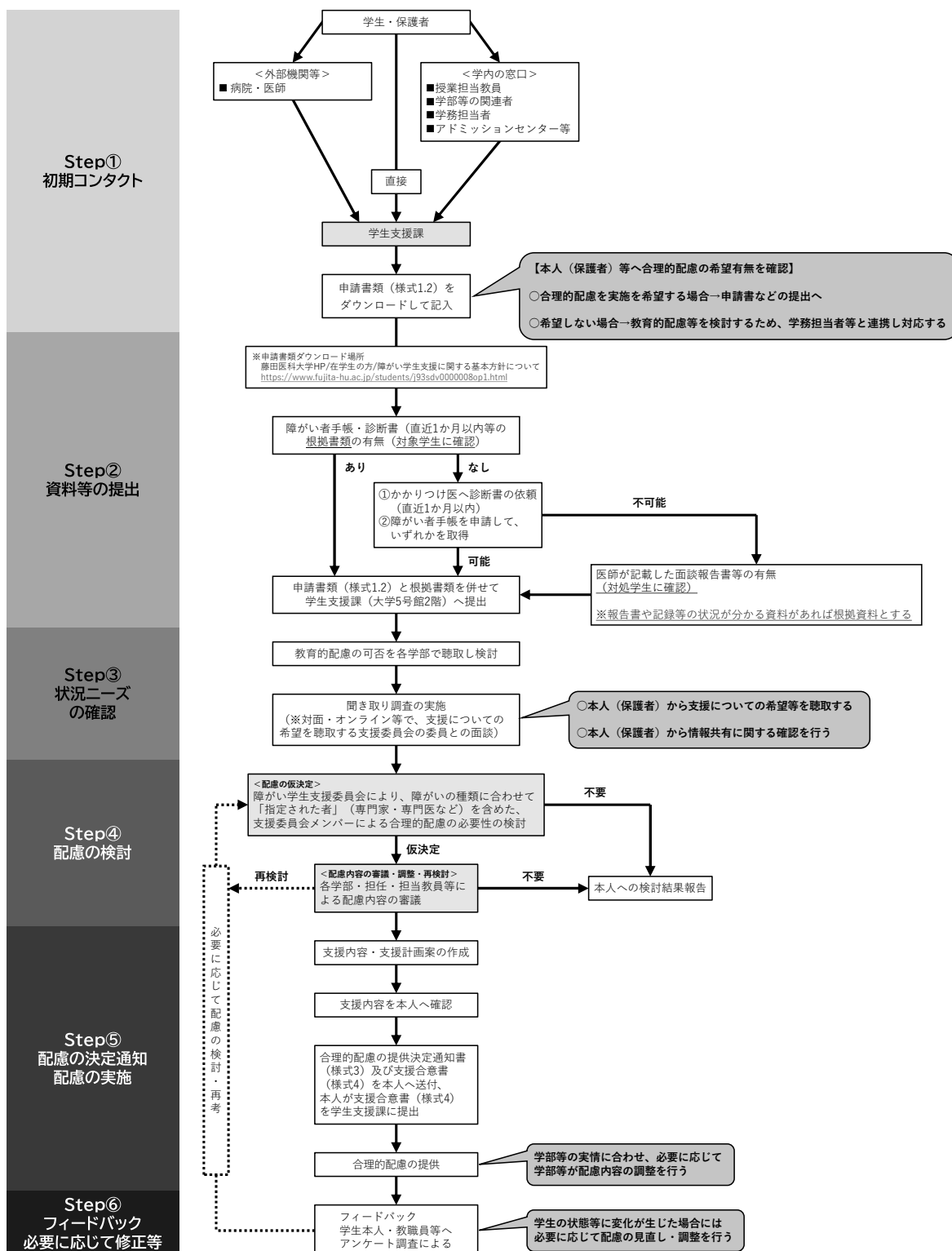
Eメール：gakuseib@fujita-hu.ac.jp

6 障がい学生への支援（合理的配慮）

藤田医科大学では、障がいのある学生の修学及び学生生活に関する相談に応じ、他の学生と平等に教育を受ける機会の提供を支援しています。本学の基本方針や具体的な申請方法については、右のQRコードから本学のHPをご確認ください。
支援を希望される在学生の方は、気軽に学生支援課までお問合せください。



◎障がい学生支援 相談から実施までの流れ



7 一時休憩室

体調不良時の一時休憩、およびかすり傷程度の処置に対応しています。
利用の際は、学生支援課又は各学部学務課員若しくは教学課員にお声がけください。
なお、診察が必要な場合や緊急の場合は、大学病院を受診してください。

- 【設備・備品】 ベッド2床、消毒液、絆創膏、氷嚢、体温計、血圧計、ガーゼ、包帯、
爪切り、毛抜き等
- 【場所】 大学3号館1階 事務所内
大学8号館1階 事務所内
- 【利用可能時間】 平日 8:45～17:00
- 【問い合わせ先】 学生支援課（大学5号館2階）
電話：0562-93-2514

8 藤田学園健康管理部

〈健康管理部利用について〉

藤田学園健康管理部は学園の全学生と豊明校地の教職員の健康管理を担当しています。
看護師、事務員が常駐しており、以下の業務を行っております。

- ・体調不良時の相談 ※詳細は9学生診療受診体制及び手順を参照ください
- ・病気に罹患したり怪我を負った時（緊急性は無いと判断した場合）の受診の案内
- ・健康診断後の保健指導および受診の案内
- ・予防接種の相談と実施
- ・健康にかかわる相談
- ・心の相談に関しては学生相談室と連携を取って対処していきます

【利用時間】 月曜日～金曜日 8:45～16:30
土曜日 8:45～12:00

【場所】 フジタモール3階

結核は決して過去の病気ではありません

一時おさまっていた感染症が再度増加してきたものを再興感染症と呼び、わが国でとりわけ心配されているのが結核です。以前は国民病と言われ、大きな死因となっていました。治療の進歩により激減しました。しかし、結核にかかる若者が増えてきているため、年1回の健康診断をきちんと受けるとともに、2週間以上咳が続くようなときには、医療機関を受診してください。

9 学生診療受診体制及び手順

1. 一般受診の場合（緊急性がない場合）

- 1) 藤田医科大学病院の受診を希望する学生は、院内の紹介受付もしくは外来受付で、以下の受付手続きを行ってください。診療科での受付時は、本学の学生であることを告げ、昼休みなど授業時間外の受診希望を依頼してください。

(1) 受診の手順

- ①外来診療受付時間 8:15～11:30（月～土）
- ②受付場所 外来棟1階 紹介受付（紹介状をお持ちの場合）
外来受付（紹介状をお持ちでない場合）
- ③あらかじめ、各学部学務課又は教学課で初診選定療養費の減免手続きを行ってください。
- ④受診の手続きの際は、マイナンバーカードまたは資格確認書、各種医療証、初診選定療養費の減免書類を持参してください。診療申込書はあらかじめ病院ホームページよりダウンロード可能です。事前に記入して提出すると、手続きがスムーズです。なお、来院後に記入することも可能です。

2. 時間外で受診の場合（緊急性がある場合）

- 1) 直ちに受診が必要と判断した場合は、時間外外来にて受付手続きを行ってください。
- (1) 時間外診療受付時間 11:30～翌8:45
- (2) 持ち物 マイナンバーカードまたは資格確認書、各種医療証、紹介状（お持ちの場合）

3. 医療措置を必要とする場合

- 1) 発見者は、近くの人を集めてください。
- 2) 発見者は最寄りの人に電話で院内救急蘇生用ホットライン（内線：9900、時間外：0562-93-9900）に蘇生要請を行うよう指示してください。
- 3) 必要であればBLS（気道確保、心マッサージ）、AED（自動体外式除細動器）による処置を行ってください。

AED設置場所

①	大学1号館B1階警備室前
②	大学2号館1階受付カウンター内
③	大学2号館3階事務室
④	大学3号館（1階・3階・5階EV横）
⑤	大学5号館1階（正面入口横）
⑥	大学7号館1階（ダヴィンチ低侵襲手術トレーニングセンター前）
⑦	大学8号館1階EV横
⑧	大学10号館1階EV横
⑨	大学11号館1階正面入口
⑩	合同校舎6階（西側EV前）
⑪	アセンブリホール（体育館）1階（受付横）
⑫	フジタホール2000（グラウンドホワイエ）

10 安全運転の心得

1. 自動車

自動車通学を希望する学生には、所定の手続きをとって交通安全講習会の受講を義務付けることで学生駐車場の利用を許可しています。

令和8年4月より、「道路交通法」が改正され、自動車が自転車を追い越す際の「1.5m以上の車間距離確保」または「時速30km以下への減速」の義務化がされました。

(1) 危険運転

- 1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる
- 2) 進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる
- 3) 進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる
- 4) 重大な交通の危険を生じさせる速度で運転しながら、人や車の通行を妨害する目的で走行中の自動車の直前に侵入したり、人や車に著しく接近したりする
- 5) 車の通行を妨害する目的で、重大な交通の危険を生じさせる速度で走行中の車の前方で停止したり、その車に著しく接近したりする
- 6) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止したり、その他これに著しく接近したりすることで、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行すること）をさせる
- 7) 赤色信号だと分かっているのにそれを無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する
- 8) 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

(2) 飲酒・酒気帯び運転等

- 1) 酒気を帯びているのに車両を運転する
- 2) 酒気を帯びている人へ車両を提供する
- 3) 車両を運転するおそれのある者へ酒類を提供する
- 4) 酒気を帯びている人へ自己を運送するように要求または依頼をし、その車両に同乗する

(3) 運転者の遵守事項

運転する場合において、自動車が停止している時以外は、携帯電話を手で保持しながら通話をしたり、携帯電話やカーナビに表示された画像を注視したりしないこと。

※大学周辺は民家も多く、小中学生の通学路にもなっています。速度を落とす等の安全上の配慮、マナーの遵守をお願いします。

2. 自転車

自転車利用者の増加に伴い、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが原因となる事故も増えています。2026年4月からは交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の導入により、自転車の交通違反には**全て**反則金が科されるようになりました。中でも、以下の違反で3年以内に2回以上検挙された場合は「自転車運転者講習」の受講が命じられます。重大事故を防ぐため、ルールやマナーをしっかりと守って安全に利用しましょう。

講習の対象となる違反	具体的な行為
通行区分違反	車道での右側通行、歩道通行
通行禁止違反	車両進入禁止の道路への進入
歩行者用道路徐行違反	歩行者用道路でのすぐに止まらない走行
歩道徐行等義務違反	歩道でのすぐに止まらない走行
路側帯進行方法違反	路側帯での右側通行
信号無視	赤信号の無視、黄色信号の強行突破
指定場所一時不停止等	「止まれ」標識の無視
優先道路通行車妨害等 交差点安全進行義務違反	交差点での優先車妨害・安全不確認
交差点優先車妨害	右折時の直進車妨害、左方優先の無視
環状交差点通行車妨害等 環状交差点安全進行義務違反	環状交差点での通行妨害
酒酔い運転、酒気帯び運転	アルコールの影響下での運転
妨害運転	あおり運転、逆走による進路妨害
携帯電話使用等（交通の危険） 携帯電話使用等（保持）	携帯電話を保持・使用しながらの運転
遮断踏切立入り	警報機が鳴っている踏切への進入
自転車制動装置不良	ブレーキのない自転車の運転
安全運転義務違反	二人乗り、傘差し、イヤホンの使用

※交通事故の備えも大切です。

自転車と歩行者の事故では、24歳以下の若い自転車運転者が当事者となる場合が多い状況にありますので、自転車保険等に参加してください。

11 飲酒について

1. アルコールに関する正しい知識を身に付けてください。

アルコールは脳の機能をマヒさせ、理性による抑制を低下させます。酔いが進むにつれて適切な判断が困難になるため、普段から正しい知識を身につけ、常に意識しておくことが大切です。

ろれつが回らなくなり、千鳥足になっている状態などは、大脳辺縁系までマヒが及んでいる状態を表し、吐き気や嘔吐も出現します。これ以上の飲酒は危険です。周囲の人も、行き過ぎた飲酒を阻止してください。さらに、脳全体にマヒが広がると、まともに立てなくなり、意識が混濁し、言葉も支離滅裂となります。マヒが延髄まで至ると、生死に関わる深刻な状態となり、大小便を失禁することもあります。このような状態は急性アルコール中毒が疑われます。酔いつぶれた人に対しては体の保温、窒息を防ぐため顔や体を横に向けるなど、適切な介護・医療を提供するとともに、ためらわず救急車を呼んでください。

大学生の飲酒事故の大半は、部活・サークルの新入生歓迎コンパや合宿、忘年会などの際に、イッキ飲みなどで、短時間に多量のアルコールを摂取することで起こる急性アルコール中毒や、それにとまなう嘔吐による窒息が原因となっています。実際に、死亡事件も発生しています。また、急性アルコール中毒の状態にある人に対し、適切な介護・医療を提供しない事も重大な飲酒事故につながります。

飲酒に関連した事件（性犯罪、器物損壊、飲酒運転等）や、トラブル（訴訟、恐喝等）もかなりの頻度で発生しています。決して加害者にも被害者にもならないよう、十分に注意してください。

アルコールに関する正しい知識を身につけるとともに、藤田医科大学の学生として、良識ある行動を心がけてください。

2. 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

法律で禁止されているため、未成年者はお酒を飲んではいけません。

また、アルコールによって、正しい判断がさらにしにくくなるため、未成年者が飲み方や適量も分からず無理に飲むと、急性アルコール中毒を引き起こしやすくなります。

もし、誰かに勧められても、きちんと断ることが大切です。

未成年に飲酒をさせることも法律違反です。

3. 以下のようなアルコールを強要する行為はアルコール・ハラスメントです。

- ・伝統やしきたりを理由にイッキ飲みをさせる行為
- ・ゲームの一環として飲酒を強要する行為
- ・場を盛り上げるために飲酒を強要する行為
- ・体質的に飲めない人や未成年者に飲酒をさせる行為
- ・相手を酔い潰すことを目的とした飲酒の強要

未成年飲酒、飲酒事故は懲戒処分の対象として審議されます。また、部活動等による飲酒事故、未成年飲酒、アルコール・ハラスメントがあった場合には、活動停止等の処分の対象となります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されています。



12 喫煙禁止・受動喫煙防止

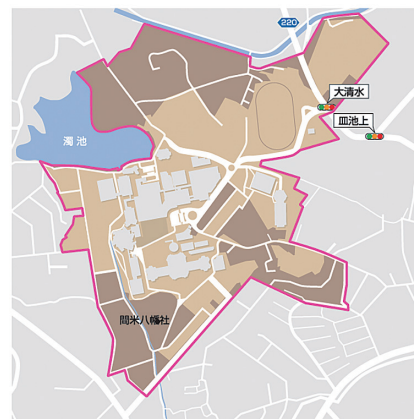
— キャンパス内全面禁煙について —

藤田医科大学は、将来医療の担い手となる皆さんが大学生時代に生涯の健康を守るための習慣を身に付けるとともに、広く人々の健康を守る人材となるよう教育することを使命としています。

また、健康増進法および日本医療機能評価機構の第三者評価に基づき、現在、すべての医療施設において全面禁煙が求められており、医療従事者が医療現場において喫煙することは、個人の自由としても認められていません。

本学では、【学園敷地内全面禁煙】を実施しており、また、【学園敷地周辺での喫煙も禁止】しております。敷地内での喫煙および、敷地外での喫煙による迷惑行為が生じた場合には、厳正に処罰いたします。

現在も喫煙をしている学生については、禁煙活動を支援する目的で、健康管理部（キャンパス案内図11）（P58～P59）の禁煙支援を受けることを勧めます。



（参考）健康増進法 第25条の規定の制定の趣旨

法第25条の規定において『学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない』と定めています。また、本条において受動喫煙とは『室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること』と定義されています。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっています。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課することとし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することを目的としています。

たばこを吸わない人が、知らず知らずのうちにたばこの煙を吸っていることを受動喫煙といいます。

喫煙者が直接吸う煙（主流煙）よりも周囲に広がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでいます。喫煙は本人だけでなく、周囲の人々もたばこの煙によって害を被ります。

注）2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられま

したが、喫煙に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。



必要なのは吸わない人への配慮

喫煙者は肺がんのリスクが約4～5倍に高まりますが、吸わない人も肺がんのリスクが高まります。喫煙は周囲の人にも害を及ぼし、吸わない人にとって煙（副流煙）は非常に迷惑です。吸わない努力が必要でしょう。



受動喫煙防止対策のキャラクター
〈けむいモン〉

13 薬物乱用防止に関する注意

1. 薬物乱用について

薬物乱用は、薬物を乱用した本人だけの問題ではなく、家族を含めた多くの人々の人生を不幸にします。

特に、医療系総合大学である本学の学生には、良識ある行動が強く求められます。

(1) 薬物の乱用とは

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、MDA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、その他麻薬（LSD、マジックマッシュルーム）、シンナー、薬事法に規定する指定薬物等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

(2) 薬物乱用の恐怖

薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」を持つてしまうことです。また、繰り返し使用しているうちに「耐性」を持つてしまうことです。そのような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなり、身体と精神が蝕まれてしまうのです。

- 1回の使用でも脳出血、心不全などにより死に至ることがあります。
- 脳の神経細胞が侵され、脳の機能に異常をきたし、幻覚、妄想、錯乱などの精神障害が生じます。
- 薬物を使用中止した後でも、ストレスや飲酒などがきっかけに精神障害が再発することがあり、薬物による害は一生続くことがあります。
- 視神経の異常や眼底出血を引き起こし、視力低下や失明を招くことがあります。
- 肺、胃、肝臓、腎臓など、全身の臓器に深刻な悪影響を及ぼします。
- 精神的、身体的に薬物に依存し、薬漬けの毎日となります。
- 懲役刑を科されるなど、法律で厳しく罰せられます。

(3) 薬物依存症

薬物依存症は国際的に認められている精神障害のひとつです。覚醒剤・シンナー・大麻などの依存性のある薬物を使用し続けることで心身に異変が生じ、薬物を使いたいという強い欲求（渴望）が抑えられなくなり、自分ではコントロールできず、使用を続けてしまう状態を指します。

2. 危険ドラッグ等

危険ドラッグ等、新たな乱用薬物が蔓延しています！

最近では、「キャンディー」、「グミ」、「チョコレート」などの菓子類に似せた形で販売される新たな乱用薬物が確認されています。これらは、一見すると通常のお菓子や食品と区別がつきにくく、「合法」、「安全」、「海外」などの言葉を用いて、インターネットやSNS、知人を介して流通しています。しかし、これらの製品には、大麻由来成分や合成化学物質など、強い依存性や毒性を有する成分が含まれている場合があります。摂取後に、嘔吐、けいれん、意識障害、

呼吸困難、錯乱などの深刻な健康被害を引き起こし、救急搬送や死亡事故に至る事例も報告されています。成分不明なものや、出所のはっきりしないものは決して口にしないでください。販売者が作り上げる誤ったイメージに惑わされず、薬物乱用の危険性を正しく理解し、自分自身と周囲の人の健康と安全を守る行動をとってください。

14 キャンパス・ハラスメントの防止・対策



学生部長
石原 慎

藤田学園は、医療系総合大学として本学に集う学生が、お互いに相手の立場を尊重し、健全で快適な学生生活環境及び教育・研究活動の中で修学に励む事ができるように最大限の努力を続けていきます。

キャンパス・ハラスメントは、相手方の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手方に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学修環境を悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントとして、次の4つがあげられます。

1. セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせ、さらには本人が望まない性自認への詮索などによって、相手方に不快感や不利益を与え、修学・就労や、教育・研究・課外活動の環境を損なう行為を指します。

2. アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

3. パワー・ハラスメント

職務上の地位や優位な立場などを背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

例えば、飲酒の強要、イッキ飲み、酔いつぶし等、相手の意思や体質を無視したアルコールの強要（アルコール・ハラスメント）もこれにあたります。

4. モラル・ハラスメント

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指します。

これらは、単独でなく、数種のハラスメントが複合して、発生することもあります。

なかでも、セクシュアル・ハラスメントは、学園内に所属する学生同士や学生・教員間などの人間関係を背景として、人権を無視・侵害し、相手の望まない性的言動、あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせなどにより修学上の不利益や身体的・心理的な傷害を与える行為です。本学は、将来医療の現場で活躍する人材を育成する教育機関として、また、本大学病院の理念である「我ら、弱き人々への無限の同情心もて、片時も自己に驕ることなく医を行わん」の理想に反する容認できない行為です。

あらゆるハラスメントを根絶し、明るく楽しい学生生活が送れるような環境を一緒に築いていきましょう。

藤田学園では、キャンパス・ハラスメントのない教育環境を整備するため、2017（平成29）年2月1日にキャンパス・ハラスメント規程・細則及びガイドラインの改定を行いました。キャンパス・ハラスメントに対する基本姿勢、予防・防止対策及び発生した場合の対応手順を定めています。

藤田学園でのハラスメント防止・対策への基本姿勢（キャンパス・ハラスメントやパワー・ハラスメントを例に）

“藤田学園はキャンパス・ハラスメントを許しません！”

本学で教育を受ける立場の皆さん（学部生、大学院生、留学生、研究生、科目等履修生、聴講生等）を対象に、藤田学園キャンパス・ハラスメントの防止・対策等の内容を以下に分かりやすく記載しました。

- ・本学では、学生の皆さんが、キャンパス・ハラスメントのない、快適で、充実した教育環境で、学生生活を送ることができるよう努めます。
- ・本学では、キャンパス・ハラスメントが発生しないよう未然防止に努めるとともに、万が一発生した場合には、秘密を厳守し、問題解決に努めます。
- ・本学では、キャンパス・ハラスメント防止対策の周知徹底を全教職員に図り、啓発に努めます。

※セクシュアル・ハラスメントの申し立て事例から

『言葉』

言葉による申し立て

例えば…

- ・コンパなどの飲み会で「異性経験は？」「彼氏（彼女）はいるの？」などプライベートな質問をされ不愉快であった。
- ・交際を断った先輩に「あいつは異性にだらしない」などの噂を流された。
- ・研究室で性の話題が頻繁に出され、不愉快であるが、評価に反映することを懸念して話を合わせざるを得ず、研究室に行くのが苦痛である。
- ・担当教職員から、性的要求を拒否した学生に対して単位を与えないと脅された。

『行為』

身体接触、迷惑行為、迷惑電話等による申し立て

例えば…

- ・実習先の病院で実習指導者から不必要な身体接触を受けているが、今後の指導・評価への影響も考えると「いや！」と言えず、悩んでいる。
- ・コンパなどの飲み会への参加を強要され、お酌をさせられたり、隣に座ることを求められたり、無理にデュエットをさせられた。
- ・交際を断った先輩に毎晩後をつけられたり、携帯電話に執ように電話やメールをされたりする。

『目』

視覚的なものによる申し立て

例えば…

- ・身体の上から下までじろじろなめ回すように見られ、屈辱的であった。
- ・研究室・教室で性的描写の写真集・雑誌や画像をわざと見せられ、見ていて不快であった。

※パワー・ハラスメントの申し立て事例から

『言葉』

言葉による申し立て

例えば…

- ・「肩にフケがベターと付いている。お前病気と違うか」と言われ不快であった。
- ・「存在が目障りだ、居るだけでみんなが迷惑している。お願いだから消えてくれ。」と言われ不快であった。

『行為』

迷惑行為、身体接触等による申し立て

例えば…

- ・飲酒を強要された。
- ・試験前であるにもかかわらず、部活動への参加を強要された。
- ・退部を申し出たら、「先輩全員の許可を取れ」と強要された。
- ・先輩から殴られたり、プロレス技を掛けられたりした。

※ハラスメントにあったら

- ・ハラスメントは多くの場合「No！」と言えない状況で起こりますので、不快な気持ちや屈辱感を相手に言えなかったり、逃げられなかったりしても、自分を責める必要はありません。一人で悩んだり我慢したりせずに、相談窓口員や周りの人に相談しましょう。
- ・繰り返される場合、記録（メモ・録音）を残しておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認をお願いしてください。

※ハラスメントを見かけたら

- ・周りでハラスメントを目撃した場合は、黙って見過ごさないで加害者に注意を促し、被害者を助けてあげましょう。
- ・被害者の相談にのって精神的に支えてあげ、決して被害者を責めないで下さい。要請があれば証人になってあげましょう。
- ・相談窓口は、目撃者からの相談・情報提供も受け付けます。

※ハラスメントの加害者にならないために

- ・あなたの意図にかかわらず、相手が「不快である」、あるいは「嫌がらせ」と感じた場合、それがハラスメントに該当します。多くの場合、相手が拒否の意思表示が出来ない立場にあり、同意や合意があったと勘違いしないよう注意して下さい。
- ・「加害者になってしまったのではないか」、「そのつもりはないのに」と思ったら悩まず相談窓口員に相談しましょう。

※その他の学生間トラブル等について

- ・同級生等の一定の人間関係にある者が行う、相手に心身の苦痛を与える心理的または物理的行為（インターネットを通じて行われるものを含む）は絶対に許されません。

- 本学は、対象となった学生、あるいはその恐れがある学生を徹底して守ります。
- 本学の全教職員がその理解を共有し一致協力して臨みます。

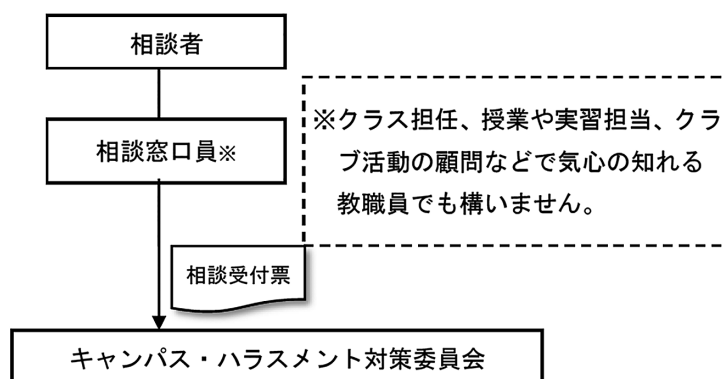
ハラスメント被害から解決までの道のり

学園への相談・訴えに対するプロセス（キャンパス・ハラスメントの場合を例に）

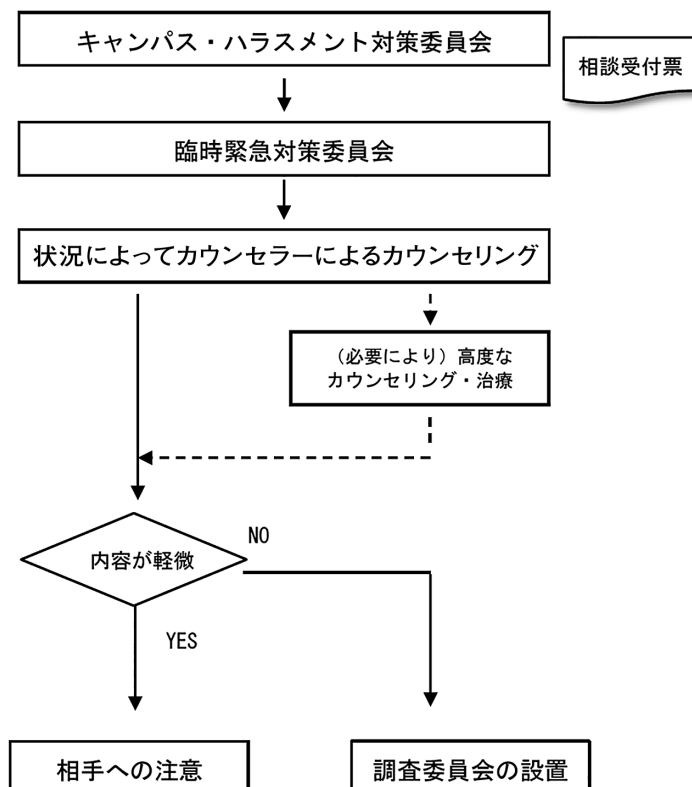
本学のキャンパス・ハラスメント相談窓口及び対策委員会では、あなたのプライバシーを固く守りつつ、問題の解決に努めます。

ハラスメント被害から解決までの道のり

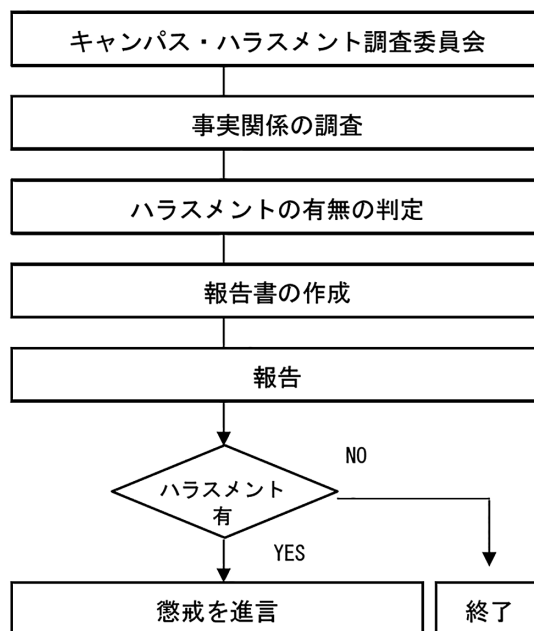
1. 学園に連絡するプロセス



2. 対策委員会による初期対応のプロセス



3. 調査委員会による調査のプロセス



藤田学園キャンパス・ハラスメント相談窓口員

2026年 4 月

氏 名	所 属	電 話	メールアドレス	場 所
小 谷 侑	医学部 分子細胞生理学	0562-93-2463 ／2587 (研究室)	yukodani@fujita-hu.ac.jp	大学 1 号館 4 階
佐々木 ひと美	医学部 腎泌尿器外科学	0562-93-2496 (専用)	sasakih@fujita-hu.ac.jp	病院 C 棟 12 階 1225
守 口 匡 子	医学部 解剖生理学	0562-93-9800 (専用)	khigo@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館 7 階 704
藤 江 里衣子	医学部 医療コミュニケーション	0562-93-9081 (専用)	rieko.fujie@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館 10 階 1005
牛 田 かおり	医学部 病理学	0562-93-2442 (研究室)	kaori.ushida@fujita-hu.ac.jp	大学 1 号館 5 階
内 藤 裕 子	医療科学部 研究推進ユニット 免疫医科学分野	0562-93-2518 (専用)	yuko.naito@fujita-hu.ac.jp	大学 10 号館 101
堀 内 ちとせ	医療科学部 基礎教育	0562-93-2677 (専用)	chitose@fujita-hu.ac.jp	大学 9 号館 4 階 410
川 上 友 美	保健衛生学部 看護学科	0562-93-2598 (共用)	kawakami@fujita-hu.ac.jp	大学 3 号館 6 階 605
前 田 晃 子	保健衛生学部 リハビリテーション学科	0562-93-9065 (共用)	akko629@fujita-hu.ac.jp	大学 8 号館 1 階 106
西 部 暁 美	大学事務局 学事部 学生支援課	0562-93-2663 (専用)	arun@fujita-hu.ac.jp	大学 5 号館 2 階
長 崎 圭 児	大学事務局 学事部 学生支援課	0562-93-2636 (共用)	keiji.nagasaki@fujita-hu.ac.jp	大学 5 号館 2 階

※学部によらず、相談窓口員のどなたに相談していただいても構いません。

※相談窓口員はいずれの方々も本務がありますので、相談・面談に行く場合は前もって連絡したほうがよいでしょう。

※手紙で郵送する場合の住所（藤田医科大学各学部の宛先）：〒470-1192 豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98

【問い合わせ先】 学生支援課 大学 5 号館 2 階
電話 0562-93-9442
Eメール gakuseib@fujita-hu.ac.jp

学内、友達等に相談しづらい場合は、下記の学外無料相談窓口もあります。

愛 知 県 女 性 相 談 セ ン タ ー	0 5 2 - 9 6 2 - 2 5 2 7
イ ー ブ ル な ご や	0 5 2 - 3 2 1 - 2 7 6 0
女 性 の 人 権 ホ ッ ト ラ イ ン	0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0
愛 知 県 警 察 本 部 性 犯 罪 110 番	0 1 2 0 - 6 7 - 7 8 3 0
愛 知 県 弁 護 士 会	0 5 2 - 5 7 1 - 3 1 1 0

15 藤田医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン（学生向け）

1. 目的

X（旧Twitter）、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアは、主要なコミュニケーション手段として広く普及し、誰もが容易に投稿、利用できる一方で、不適切な情報や軽率な記述・発言・リポストが、予期せぬ問題を引き起こし、社会に重大な影響を及ぼす危険性があります。また、法令違反に該当する場合には刑事罰の対象となり得るほか、民事訴訟に発展する可能性もあります。

本学は、学生が個人の責任に基づくコミュニケーション活動を尊重する一方で、ソーシャルメディアの特性を認識し、安全かつ適切に利用・活用するため、自らの責任であることを理解した上で「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に沿って運用を行います。なお、本ガイドラインは、学業利用（病院実習や臨地実習も含む）および私的利用のいずれにおいても適用されます。

2. ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、ブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブを活用し、特定または不特定多数のユーザーに対して情報を発信することが可能なメディアを指します。

3. ソーシャルメディアの利用にあたっての基本原則

（1）責任ある情報発信

医療従事者を目指す者として社会的責任を伴う立場にあることを自覚し、ソーシャルメディアを利用するには正確で信頼性の高い情報を発信およびシェア（リポスト含む）することを心がける。

閲覧者を限定した投稿・配信、自動削除される投稿であっても、閲覧者によって投稿内容が保存・拡散される可能性があることを理解する。

（2）守秘義務の遵守

第三者の個人情報、授業や研究で知り得た守秘義務を要する情報、未公開の機密性の高い情報、患者の診療情報などは厳重に守らなければならない。学内で学んだ事例や実習中の体験についても、情報の公開は行わない。

（3）誤解を生まない表現の使用

不適切または曖昧な表現は、誤解や混乱を招く可能性があるため避ける。

（4）法令および規範の遵守

著作権、個人情報保護法、その他の関連法令や学内規定を遵守する。違反行為があれば刑事罰や民事訴訟の対象となる可能性を理解する。

（5）大学および医療界の信頼の維持

投稿内容が大学や医療界の信用を損なうことがないように十分注意する。不用意な投稿が将来のキャリアや大学全体の評価に影響を及ぼす可能性を理解する。

（6）プライバシーの保護

自分や他者のプライバシーを侵害しないよう注意する。投稿内容が広く拡散し、第三者による保存や転載によって、完全に削除することができない可能性を常に意識し、個人的な情報の公開は慎重に行う。

(7) トラブルへの備え

誹謗中傷や不適切なコメントに対して冷静に対処し、必要に応じて大学に相談する。自らも不適切な発言を行わないよう注意する。

(8) 学びと成長のための利用

ソーシャルメディアを有効に活用し、学術的情報や医療知識の共有を通じて学びを深める。また、他者との意見交換を通じて成長の機会とする。

(9) 個人の責任

ソーシャルメディアで発信する内容は、すべて個人の責任で行うものであることを認識する。他者に責任を転嫁しない。

(10) 問題発生時の対応

問題発生時は速やかに大学に報告し、適切に対応すること。

4. ソーシャルメディア利用における禁止事項

(1) 守秘義務違反

学内で学んだ事例や実習中の体験については公開を行わない。特に、特定の個人が識別可能な情報の公開は厳禁である。

(2) 誹謗中傷や差別的、他者への嫌がらせなど相互尊重を欠く表現や行為

個人や団体に対して誹謗中傷、差別的または攻撃的な表現を使用する相互尊重を欠く行為は禁止する。他者の名誉やプライバシーの侵害、侮辱、陰口、噂の流布、精神的苦痛や不快感を与える内容、ストーカー行為に該当する投稿も同様に禁止する。また、いじめに発展する書き込み、それを助長する投稿も禁止する。

(3) 不正確な医療情報の発信

誤った医療情報や根拠のない知識を発信する行為は禁止する。特に、学生としての立場で専門家であるかのように誤解を与える投稿は厳禁である。

(4) 著作権・肖像権の侵害

無断で他者の著作物（講義資料や教科書、WEBページなどの文章、画像、動画）や肖像を使用・共有する行為は禁止する。適切な引用を理解し、許諾のないコンテンツの利用は禁止する。

(5) 営利目的の利用

学外の営利活動や商業広告を目的とした投稿、またはそのような活動への関与を示す投稿は禁止する。

(6) 大学や医療機関の信用失墜行為

大学、医療機関、または医療従事者の信用を損なうような発言や投稿は禁止する。批判的または不適切な内容で大学の名を出す行為も同様に禁止する。

(7) 不適切な自己開示

自らの個人情報やプライベートな情報を過度に公開する行為を禁止する。特に、犯罪や悪用のリスクがある情報の公開は厳禁である。

(8) 学内規定違反

大学の規定やルールに反する内容の投稿は禁止する。特に、学内での授業や臨地実習における撮影・録音・録画データの許可なき公開は厳禁である。

(9) 第三者になりすます行為

他人や団体になりすまし、虚偽の情報を発信する行為は禁止する。また、自身の立場や資格を誤解させるような投稿も同様に禁止する。

(10) 暴力的・わいせつな表現

暴力的、扇動的、またはわいせつな内容を含む投稿は禁止する。不適切な動画や画像の共有も同様に禁止する。

(11) 差別的な議論

人種、思想、信条、宗教、政治、社会的に敏感な話題などについて、差別する発言、又は差別を助長させる言動は禁止する。同様に、感情的または挑発的な表現を用いる行為も同様に禁止する。

(12) 虚偽の情報拡散

意図的または無意識に虚偽の情報を発信し、混乱や誤解を招く行為は禁止する。

(13) 不正アクセス・違法行為の助長

不正アクセスや違法行為を助長するような情報発信は禁止する。

(14) 学外者への情報漏洩

学内での会議や授業内容、試験に関する情報を学外者に公開する行為は禁止する。

(15) 不適切な友人関係の形成

患者や実習先の職員との不適切な接触や個人的な連絡先の交換について、ソーシャルメディアを通じて行う行為は禁止する。

5. 本学の一員としての自覚

ソーシャルメディアを利用する際には、本学の一員としての適切な倫理観のもと、自覚と責任を持った情報発信を徹底してください。インターネット上に公開された情報は完全に削除することが困難であることを理解し、自己および他者のプライバシー保護に十分配慮してください。本学の学生がソーシャルメディア上に投稿およびシェア（リポスト含む）した内容について、法令違反、人権侵害、守秘義務違反の疑いが生じた場合、または本学の名誉を著しく損なうと判断された場合には、厳しく処分します。

16 ブラックバイトについて

ブラックバイトとは、学生が学生らしい生活を送れなくしてしまう違法性のあるアルバイトのことを言います。

本学の学生の皆さんは、アルバイトをしていて、次のような経験はありませんか？

- 勉強や部活に集中したいのに辞めさせてくれない
- 試験期間中でもシフトを決められて休ませてもらえない
- 時給や勤務条件が最初の話と違う
- 正当な理由もなく一方的に解雇された
- アルバイト先でパワハラやセクハラがある

これらは「ブラックバイト」として法律に抵触する典型的な事例です。これ以外にも、学生の労働法規に関する知識不足や立場の弱さにつけ込み、残業代や割増賃金が支払われない、休憩時

間を与えない、ミスを理由に不合理な罰金を請求されたといった事例が挙げられます。本来、学生生活を支えるためのものであるはずのアルバイトが、雇用主側の一方的な都合によって、かえって学生生活自体を脅かすようなケースが増加しており、社会問題となっています。学生であることを尊重しない悪質なアルバイトに対して、皆さんが黙って我慢する必要はありません。

1. アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント！（厚生労働省のHPより）

- (1) アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- (2) バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- (3) アルバイトでも、残業手当があります
- (4) アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- (5) アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
- (6) アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- (7) 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！



アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

〈厚生労働省ホームページ〉

「確かめよう 労働条件」QRコード

あなたの労働条件を専用サイトでたしかめましょう！



〈労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）〉

平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談が受けられます。

【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

平日：17時～22時、土・日・祝：9時～21時

※年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

2. ブラックバイトの被害に遭うなどの疑いを感じたときは悩まずに直ぐに相談を！

〈学内相談窓口〉 学生支援課（大学5号館2階）

TEL 0562-93-9442・9864 E-mail gakuseib@fujita-hu.ac.jp

〈学外相談窓口〉 NPO法人ブラックバイトユニオン（相談料無料・秘密厳守）

• 電話相談受付

受付時間 13時～17時（毎週日曜日） TEL 042-227-2490

※現在相談が増えており、面談での相談対応や会社との交渉等のため、電話に出られないことがあります。メール相談をご利用ください。

• メール相談受付（電話に出られないときはメールを利用）

メールフォーム <http://blackarbeit-union.com/contact/mailform/>

E-mail info@blackarbeit-union.com

• 所在地 〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-33-6

木下ビル3階

※ブラックバイトユニオンは、学生アルバイトの労働問題の広がりを受け、NPO法人POSSEの学生の相談スタッフ有志により2014年8月に結成された団体です。

17 海外渡航に際しての注意

1. 海外で出会えるのは美しい風景と優しい人々だけとは限りません。テロや犯罪による事件・事故、地震・津波等の自然災害、そして感染症や過労等による病気などの危険もあなたを待ちかまえているのです。特に海外旅行のシーズンには、日本人旅行者を狙った犯罪も多く発生する傾向がありますので、注意が必要です。なお、特に、最近アジアを中心に「いかさま賭博」の被害、また、欧州を含む広い地域で「スリ・置き引き」「薬物」に関わる犯罪被害の報告が増加しています。
2. 旅に出ると、日頃の生活からの解放感もあって、油断が生じがちです。こうした心のスキが、海外では、取り返しのつかない結果を招きかねません。安全で楽しい旅行とするため、出発前には海外安全ホームページや渡航先の日本大使館や総領事館のホームページ等で現地情報を十分に収集し、万一に備え、自分の安全を護るための必要な知識を身に付けておきましょう。また、旅先では決して油断せず、常に「自分の身は自分で護る」という意識を持って、安全で楽しい旅行を心がけてください。
3. また、海外で大きな災害や事件が発生し、国内で報道されると、御家族や友人が安否を心配することがあります。このため、出発前には必ず、LINEなどのSNS以外にも自分の携帯電話や旅行日程と宿泊先等の連絡先を御家族や留守宅に伝えたとともに、渡航中も定期的に連絡するように心がけてください。特に、旅行会社の企画旅行等を利用しない個人旅行の方々は、御家族や留守宅との連絡をより一層意識するようにしてください。
4. 海外渡航を検討されている方は、感染症危険情報等で最新情報を確認し、滞在中は外出時にはなるべく人混みは避ける、手洗いうがいを積極的に行うなど感染防止に努めてください。感染が疑われた場合には速やかに滞在国のルールに従い、医療機関で受診してください。
安全対策の「知識」と「意識」を十分に持ち、海外旅行を楽しんでください。

〈安全な海外旅行のための心得 6 箇条〉

(1) 現地の法律を守り、文化や慣習を尊重すること。

当然のことですが、渡航先では、その国の法律に従って行動する必要があります。日本では軽微とされる行為でも、国や地域によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律や社会規範は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。現地の文化や慣習に配慮した行動を常に心がけましょう。

(2) 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国や地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険が伴うことがあります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所を確認し、そうした場所には近づかないことが大切です。特に、不慣れな土地での夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず控えることをおすすめします。

(3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

日本人観光客は「裕福で警戒心が低い」という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪の標的とならないよう、旅行者らしい身なりは避けること、外出時には多額の現金や貴重品を持ち歩かないようにしましょう。

(4) 見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくはありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用せず、慎重に行動してください。

(5) 薬物には絶対に手を出さないこと。

特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含む重い刑罰が科される場合もあります。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。自らの安全のためにも、薬物には絶対に関わらないでください。

(6) 感染症のリスクを正しく理解し、感染しないよう注意すること。

海外では、さまざまな原因で感染症にかかるリスクが存在します。水や飲食物などを通じて体内に侵入する感染症から、節足動物や動物に噛まれることで感染するものまで、その範囲は広範です。感染症のリスクを正しく理解することで、感染を予防したり、早期診断と早期治療によって重症化を防ぐことができます。したがって、渡航先で感染のリスクがある感染症を事前に把握し、現地では感染しないように心がけることが重要です。

厚生労働省検疫所のウェブサイト（FORTH）では、気を付けたい病気、予防接種、持っておきたい薬に関する情報を確認できます。

出国前には、**外務省海外旅行登録「たびレジ」**に登録してください。留学先国・地域の治安状況がタイムリーに把握できるだけでなく、有事の際、「たびレジ」の登録情報に基づき、外務省からの安否確認や救助支援が行われます。

その他備えておくの良いこと

- ・海外旅行保険の加入
- ・大使館等の現地での緊急連絡先
- ・パスポート、ビザのコピーを持っていくこと

学校行事・課外活動・私用問わず国外に出る場合、渡航届を学生支援課（大学5号館2階）に提出してください。

18 保険・学生専用総合補償プラン

1. 補償内容／保険金額

(1) 傷害事故補償（学校管理下のみの補償）〈補償地域：国内、国外〉

学生が学校管理下にある間に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によって、その身体に被った傷害に対して、下記の保険金を支払います。

※「学校管理下」とは、**授業中、在校中、部活動中、登下校中、学校に届け出た課外活動中、学校行事（入学式、オリエンテーション、卒業式等、教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事）**をいいます。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	150.6万円	事故の日から180日以内にケガがもとで死亡された場合や後遺障害が生じた場合。
傷害後遺障害保険金	6.0～150.6万円	
傷害入院保険金日額	2,261円	事故日より180日以内にケガがもとで入院された場合。
傷害通院保険金日額	1,504円	事故日より180日以内にケガがもとで通院された場合。
傷害手術保険金	1) 入院中の手術……………入院保険金日額×10倍 2) 入院中以外の手術………入院保険金日額×5倍	

※通院保険金の支払日数限度は90日、入院保険金は180日となっています。

(2) 賠償責任補償〈補償地域：国内、国外〉〈示談交渉サービス：国内事故あり、国外事故なし〉

学生の日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりしたことに対して、法律上の賠償責任を負われた場合に保険金を支払います。

〈支払限度額：1事故につき対人・対物1億円〉

※「日常生活」は社会人学生の職務中は含みません。

(3) 実習時の事故対応費用補償〈補償地域：国内〉

1) (3) に定める事故対応費用は次のいずれかに該当する費用をいいます。

①学生が臨床実習中に、急激かつ偶然な外来の事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至る恐れが有る場合に、“**予防措置**”を行うことにより発生する費用

②学生が臨床実習中に事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至った場合に、“**治療**”を行うことにより発生する費用

2) 1) ①②に定める費用は、予防措置および治療に要する実費のみとし、かつ公的健康保険の自己負担部分に限ることとします。

(3) に定める事故対応費用の支払限度額は、1名（学生）につき25万円を限度とします。

2. 事故が起きた時の手続き

この保険で対象となる事故が生じた場合には、直ちに「事故の日時」、「場所」、「状況」、「傷害の程度」を学生支援課（大学5号館2階）に報告し、所定の書類「事故報告書」を事故の日から30日以内に提出してください。

提出者には保険会社への保険金請求手続きを説明します。

19 出校制限

藤田医科大学出校制限を必要とされる疾患への対応

1. 出校制限を必要とされる疾患（学校保健安全法施行規則で指定されている伝染病）

A. 第1種感染症（改正感染症法の一類感染症および結核を除く二類感染症）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSウイルス）、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症

- 治癒するまで出校停止となります。

B. 第2種感染症（飛沫感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高いもの）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、新型コロナウイルス、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、百日咳、咽頭結膜熱

飛沫感染をするため、学校において流行する可能性が高い感染症です。出席停止の基準は、感染性が認められなくなるまでという基準であり、疾患によって異なります。これらの基準は疾患が治癒したとは同義ではありません。

疾患名	出校制限
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
麻疹	解熱後3日間経過するまで
風疹	発疹の消失まで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜炎	主要症状消退後2日を経過するまで

C. 第3種感染症（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの、改正感染症法の三類感染症を含む）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- 医師によって伝染の恐れがないと認められるまで出校停止となります。

2. Aの疾患に罹患した学生は、出校をせず適切な指定医療機関の指示に従ってください。その後、連絡のとれる家族又は関係者が、各学部学務課又は教学課に電話で連絡してください。罹患した学生は治癒するまで出校停止とします。

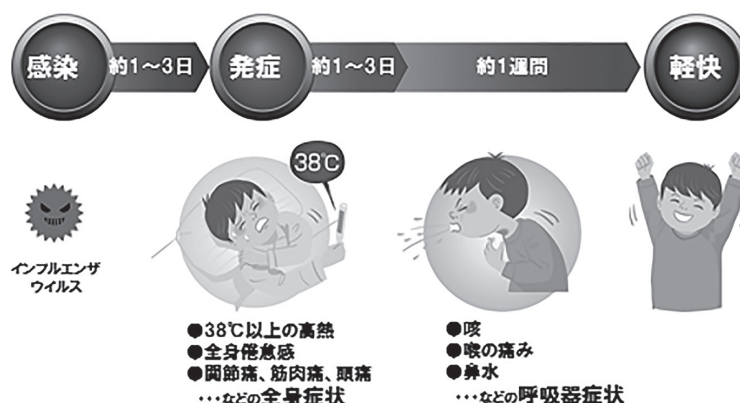
3. B及びCの疾患に罹患した学生は、出校をせず、各学部学務課又は教学課に電話で連絡し、最寄りの医療機関で治療を受けてください。その医療機関で出校を許可された後、出校してください。なお、必要に応じて出校停止を指示する場合があります。
4. これらの疾患に罹患した学生は、出校後5日以内に診断書と特別欠席届を各学部学務課又は教学課に提出してください。特別欠席届が受理されれば、欠席扱いとはなりません。
5. これらの疾患で急速に広まる場合、学校閉鎖とすることがあります。
6. これらの疾患で出校を制限された学生の授業や実習については、後日、補習などで可能な限り補填されます。ただし、期間の妥当性などに関しては委員会で協議することがあります。

20 インフルエンザに関する注意

インフルエンザに罹患すると発熱や体調不良で苦しむだけでなく、学期末の学業や試験成績にも影響します。以下の1に示すような一般的な感染防止対策に留意する必要があります。さらに、病院内で実習している学生は病院内で実施されているインフルエンザなどの呼吸器感染症に対する感染対策を遵守することが求められます。特に病院実習を行う学生は、患者や医療従事者との接触の機会が多いため、インフルエンザに罹患する機会が多く、また自分自身が院内で感染源になる危険性もあり、特に注意しなければなりません。インフルエンザは飛沫及び接触を介して感染が起きることが知られています。現在、インフルエンザワクチン接種は最も有効な感染防止対策の一つとなります。健康管理部では全学生や職員にワクチン接種の機会を設けています。

本学では、病院の院内感染防止対策指針に沿って、以下の2、3のような対応を取っていますので、病院内で実習中のすべての学生は遵守しなければなりません。なお、2の(1)～(3)は、実習中以外の学生にも適用されます。

インフルエンザの症状・経過



1. 一般的なインフルエンザ予防対策

- (1) 手洗い、咳エチケットを励行しましょう。特に外出から帰宅した時は速やかに行いましょう。
- (2) 十分な睡眠をとり、過労や不摂生を避けましょう。
- (3) バランスのとれた食事を摂取しましょう。
- (4) 流行時は不要な混雑する場所への外出は避けることを検討しましょう。
- (5) 流行期にインフルエンザ様の症状を感じたら、特に実習を控えている場合は早めに受診しましょう。

2. 学生、特に病院内で実習中の学生がインフルエンザを発症した場合

- (1) インフルエンザ流行時にインフルエンザ様症状が発症した場合は無理をして出校せずに早期に受診して適切な検査と治療を受けてください。学生は自分自身が院内感染や周辺への感染源となる可能性のあることを考え、マスクの着用や咳エチケット、手指衛生を適切に行動してください。
- (2) インフルエンザあるいはインフルエンザ疑いと診断された場合は、発症日を含めない5日間、あるいは解熱後2日間経過したうちの長い方を経過するまで自宅待機とします。受診時には、この期間までの診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）作成を、受診した医療機関へ依頼してください。
- (3) 学生は速やかに「インフルエンザ（疑い）」で欠席することを実習先責任者および各学部学務課又は教学課に電話で連絡し、後日、特別欠席届と診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）を各学部学務課又は教学課まで提出してください。

3. 院内実習先でインフルエンザのアウトブレイクが発生した場合

- (1) 院内感染防止対策委員会によりアウトブレイクと認定された場合、学生が当該病棟あるいは診療ユニットへ立入ることは一定期間禁止されます。
- (2) 実習先責任者は、学生が当該病棟あるいは診療ユニットに立入る必要のないカリキュラムを実行させてください。

21 COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を主旨とする政府の基本的対処方針に基づき、本学においても感染拡大防止と教育・研究・診療等の業務・活動の両立を図っているところです。

学生の皆さんにおいては、あらためて本学が病院を有する医科大学であることを認識し、各自が将来の医療人としての高い責任感を持ち、国や本学が定めているCOVID-19拡大防止のための行動指針を遵守してください。

1. 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳などのいわゆる上気道炎の時にみられる症状であり、症状のみでCOVID-19の感染を診断することはできません。感染から発症までの潜伏期間は1週間程度（多くは2日から4日）といわれています。

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）は飛沫感染（一部エアロゾル感染）と接触感染するといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付着します。他の方がそこを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻、目を触ると粘膜から感染します。

※重症化すると肺炎や死亡例も確認されています。特に基礎疾患のある方等は重症化しやすい傾向がありますので注意しましょう。

2. COVID-19に感染しない、させないために

◆**発熱を含めた風邪症状の有無（＊１）**や体調変化に十分注意を払い、自己管理に努めましょう。

（＊１）症状が認められる場合は、速やかに所属する学部の「**学校感染症対応フローチャート**」の指示に従って行動してください。フローチャートは所属する学科のポータルサイトで確認出来ます。

◆**標準的な感染対策**を意識して行動を実践しましょう。

（＊２）「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」
（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html



◆外出の際は、自身の健康状態、目的地の感染状況を確認しましょう。高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないように慎重に行動しましょう。

◆**国外（＊３）**へ行く際は、COVID-19を含む、現地の感染症の発生状況などを確認しておきましょう。

（＊３）海外渡航について（外務省HPより）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3. 新型コロナウイルス感染症流行下における学生生活について

◆大学構内への入構や授業形態の詳細については、各学部・学科により異なる可能性がありますので、各学科のポータルサイトやメールを常に確認するとともに、学部別の学生便覧や大学のホームページの情報も確認しましょう。

◆発熱や呼吸器症状（風邪の症状）が認められる場合は、速やかに所属する学部の「学校感染症対応フローチャート」の指示に従って行動してください。フローチャートは改編される場合もありますので、適宜、所属する学科のポータルサイトやメールを確認するようにしましょう。

◆就職活動等で感染警戒地域へ行く必要がある場合は、所属する学部学科の指示に従って行動しましょう。

学友会

学友会活動のメインには課外教育の大きなウエイトを占める部活動・同好会・愛好会があり、予算・活動状況等について常に連絡をとり、円滑な活動が出来るよう統括しています。

また学園の各種行事（新入生学外オリエンテーション、学園祭）にも積極的に参画し、学生のリーダーとして先頭に立って活躍しています。

○医学部

1 体育系部活動・同好会（50音順）

団 体 名	部 長	団 体 名	部 長
球技同好会	山田 宏哉	弓道部	太田 充彦
剣道部	林 孝典	硬式テニス部	早川 和恵
ゴルフ部	岡野 高之	サッカー部	小出 欣和
準硬式野球部	金子慎二郎	水泳部	鈴木 元
スキー部	大杉 泰弘	ソフトテニス部	井上 幹大
卓球同好会	西辻 裕紀	バスケットボール部	荒川 敏
バドミントン部	富田 章裕	バレーボール部	村田 貴之
ハンドボール部	磯部 一郎	マリン部	今泉 和良
ラグビー部	加藤 久幸	陸上競技部	池本 和久

2 学術文化系部活動・同好会（50音順）

団 体 名	部 長	団 体 名	部 長
E.S.S. 同好会	本守 美織	医学教育を考える学生の会	岩田 充永
音楽部	鴨下 淳一	介助犬同好会	藤野 正之
学生ボランティア部	稲熊 容子	管弦楽部	岩田 充永
救急医療同好会 Heart Saver	飯塚 成志	軽音楽部	今泉 和良
茶道部	矢上 晶子	S.E.E.D.	岩田 充永
写真部	松岡 宏	東洋医学整体研究部	西尾 永司
美術同好会	齋藤 竹生	藤田PUSH 同好会	岩田 充永

○医療科学部・保健衛生学部

1 体育系部活動・同好会・愛好会（50音順）

団 体 名	部 長	団 体 名	部 長
弓道部	林 直樹	剣道部	毛利 将平
硬式テニス部	土井 洋輝	コピーダンス愛好会	鈴木めぐみ
女子サッカー部	刑部 恵介	水泳部	井平 勝
スキー愛好会	LE NGUYEN	ストリートダンス部 D'haunt	近藤 彰
ソフトテニス部	山田 晃司	体操競技愛好会	堀 秀生
男子サッカー部	梅沢 栄三	軟式野球部	浅田 恭生
バスケットボール部	成瀬 寛之	バドミントン部	桂川 清多
バレエ新体操同好会	大江 瑞恵	バレーボール部	安井 啓祐
ハンドボール同好会	岩瀬 敬佑	フィギュアスケート愛好会	杉本 恵子
ボウリング同好会	松浦 秀哲	ボクシング同好会	松浦 秀哲
ラグビー部	亀井 哲也	陸上競技部	石川 浩章

2 学術文化系部活動・同好会・愛好会（50音順）

団 体 名	部 長	団 体 名	部 長
イラスト同好会	東本 祐紀	解剖学研究同好会	水谷 謙明
学生ボランティア同好会	朝居 朋子	管弦楽部	明石 優美
起業愛好会	渡邊亜紀子	救急医療同好会 Heart Saver	近藤 彰
軽音楽同好会	堀田由季佳	形態機能学研究愛好会	会津 直樹
血清学同好会	東本 祐紀	献血推進ボランティア愛好会	松浦 秀哲
コーラス部	高田佳代子	サックス同好会	塩竈 和也
茶道同好会	皆川 敦子	超音波検査愛好会	刑部 恵介
トランスレーショナル 創薬研究愛好会	毛利 彰宏	藤田PUSH愛好会	近藤 彰
		病理同好会	塩竈 和也

奨学金制度

本学の学生は、各種の奨学金制度を利用することができます。大きく分けて1. 藤田学園の奨学金制度 2. 学外の奨学金制度の二つがあります。いずれの奨学金にも申込条件（成績基準・家計基準等）があります。詳細は学生支援課（大学5号館2階）へ問い合わせてください。

1. 藤田学園の奨学金制度

（1）学校法人藤田学園奨学金貸与制度

対 象：本学在学学生

要 件：①藤田医科大学または本学大学院の在学時において、留年経験（傷病による留年を除く。以下、この条において同じ）のない者であること
②奨学金貸与申請時に、連帯保証人2名を立てることができる者

貸与金額：授業料の全額、又は奨学金貸与委員会で査定した金額

申込期間：本学が年度ごとに定める期間に翌年度分の申し込みを行う

貸与期間：1年間 引き続き貸与を希望する者は改めて願い出る

返 還：卒業後返還の義務あり

返還期限は、奨学生が本学に在籍している場合は卒業、本大学院に在籍している場合は修了した年度の、翌年度の4月1日から起算して、10年後の末日とする。

（2）藤田学園同窓会奨学金貸与制度

対 象：本学学生のうち、6ヶ月以上在学している学生

条 件：志操穏健、品行方正、向学心旺盛にして、入学後に家庭的事情等により学費の納入が著しく困難となり修学不可能な者
ただし、公的奨学金制度への申請を優先する

貸与金額：奨学金貸与委員会及び理事会で査定した金額

申込期間：毎年10月1日～10月10日※土日祝を除く（事情により変更もある）に翌年度分の申し込みを行う

貸与期間：1年間 引き続き貸与を希望する者は改めて願い出る

返 還：卒業後10年以内に返還の義務あり

ただし、利息は付けない

2. 学外の奨学金制度

（1）独立行政法人日本学生支援機構奨学金

1) 奨学金の種類（①～④は返還の義務あり）※①と②は両方受けることができます（併用貸与）

①第一種奨学金（無利息）

②第二種奨学金（利息付 在学中は無利息）

③入学時特別増額貸与奨学金（利息付）※①または②と同時に申込む必要があります
入学時のみに10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から増額貸与を選択することができます。

④緊急採用・応急採用

家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別離別・災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合に申請できます。第一種奨学金（無利息）を緊急採用、第二種奨学金（利息付）を応急採用と言います。

⑤給付型奨学金（返還の義務なし）

詳細は修学支援制度（P47～P48）をご確認ください。

2) 奨学金の貸与額（2025年度入学者）

①第一種奨学金（無利息、返還の義務あり）

区分	通学方法	奨学金月額	4年間の貸与総額	6年間の貸与総額
大 学	自宅	20,000円	960,000円	1,440,000円
		30,000円	1,440,000円	2,160,000円
		40,000円	1,920,000円	2,880,000円
		54,000円	2,592,000円	3,888,000円
	自宅外	20,000円	960,000円	1,440,000円
		30,000円	1,440,000円	2,160,000円
		40,000円	1,920,000円	2,880,000円
		50,000円	2,400,000円	3,600,000円
		64,000円	3,072,000円	4,608,000円

②第二種奨学金（利息付、返還の義務あり）

2万円～12万円（1万円単位）から選択

奨学金月額	4年間の貸与総額	6年間の貸与総額
20,000円	960,000円	1,440,000円
}	}	}
120,000円	5,760,000円	8,640,000円

※医学部では12万円を選択した場合、4万円増額を申し込むことができます。

3) 希望者は掲示に従い所定手続をとり、学内の推薦委員会が選考して日本学生支援機構に推薦し、日本学生支援機構が採用を決定します。

(2) その他、地方自治体、各種財団などの募集は、先方より案内があり次第、本学ホームページに掲載します。

<https://www.fujita-hu.ac.jp/students/j93sdv000000ittu.html>



高等教育の修学支援新制度

2020年4月より、国による「高等教育の修学支援新制度」が開始となりました。本制度は、経済的な理由で大学進学を諦めることの無いよう、授業料等の減免と給付型奨学金を併せて支援する制度です。また、2025年度4月より、多子世帯に対する支援が開始されました。

(1) 1子・2子世帯

◆対象：本学に進学または在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

◆支援内容：認定された支援区分に応じて①、②、③を併せて支援

支援内容 支援区分	A：支援額		B：給付奨学金（月額）	
	①：入学金 （1回限り）	②：授業料 （年間上限額）	③：自宅通学者 （家族と同居）	③：自宅外通学者 （一人暮らし）
第Ⅰ区分 （満額支援）	260,000円	700,000円	38,300円 （42,500円）	75,800円
第Ⅱ区分 （満額の2／3支援）	173,400円	466,700円	25,600円 （28,400円）	50,600円
第Ⅲ区分 （満額の1／3支援）	86,700円	233,400円	12,800円 （14,200円）	25,300円

※給付奨学金について生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は上表のカッコ内の金額になります。

(2) 多子世帯

◆対象：扶養する子供が3人以上かつ本学に進学または在学

◆支援内容：認定された支援区分に応じて①、②、③を併せて支援

支援区分において下記表支援内容Aは全区分満額支援、Bは表のとおり

支援内容 支援区分	A：授業料等減免（満額支援）		B：給付奨学金（月額）	
	①：入学金 （1回限り）	②：授業料 （年間上限額）	③：自宅通学者 （家族と同居）	③：自宅外通学者 （一人暮らし）
第Ⅰ区分（多子世帯） （満額支援）	260,000円	700,000円	38,300円 （42,500円）	75,800円
第Ⅱ区分（多子世帯） （満額の2／3支援）	260,000円	700,000円	25,600円 （28,400円）	50,600円
第Ⅲ区分（多子世帯） （満額の1／3支援）	260,000円	700,000円	12,800円 （14,200円）	25,300円
第Ⅳ区分（多子世帯） （満額の1／4支援）	260,000円	700,000円	9,600円 （10,700円）	19,000円
多子世帯	260,000円	700,000円	—	—

※給付奨学金について生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は上表のカッコ内の金額になります。

【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）】

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/heikyutyosei/index.html



【申込方法】 申込方法の詳細は学生ナビ掲示版、本学ホームページ等で案内します。見逃さないようにご注意ください。

* 本支援額は2026年4月時点の金額であり変更となる可能性があります。

《参考》

本制度に関する詳細は以下のウェブサイトもご覧ください。

(1) 【文部科学省】

「高等教育の修学支援新制度」特設ページ（高校生・保護者向け）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

(2) 【日本学生支援機構】

①奨学金の制度（給付型）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

②進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(1) 「高等教育の修学支援新制度」 特設ページ	(2)① 日本学生支援機構の奨学金の 制度(給付型)	(2)② 進学資金シミュレーター
		

アセンブリ教育実施要領



アセンブリ教育は、建学以来続いている医療人としての基盤造りを行う独創的な教育活動です。教員と学生が学部学科の垣根を越えて同じ場所でともに学びます。現在では**多職種連携教育**（Interprofessional Education）と位置付けています。

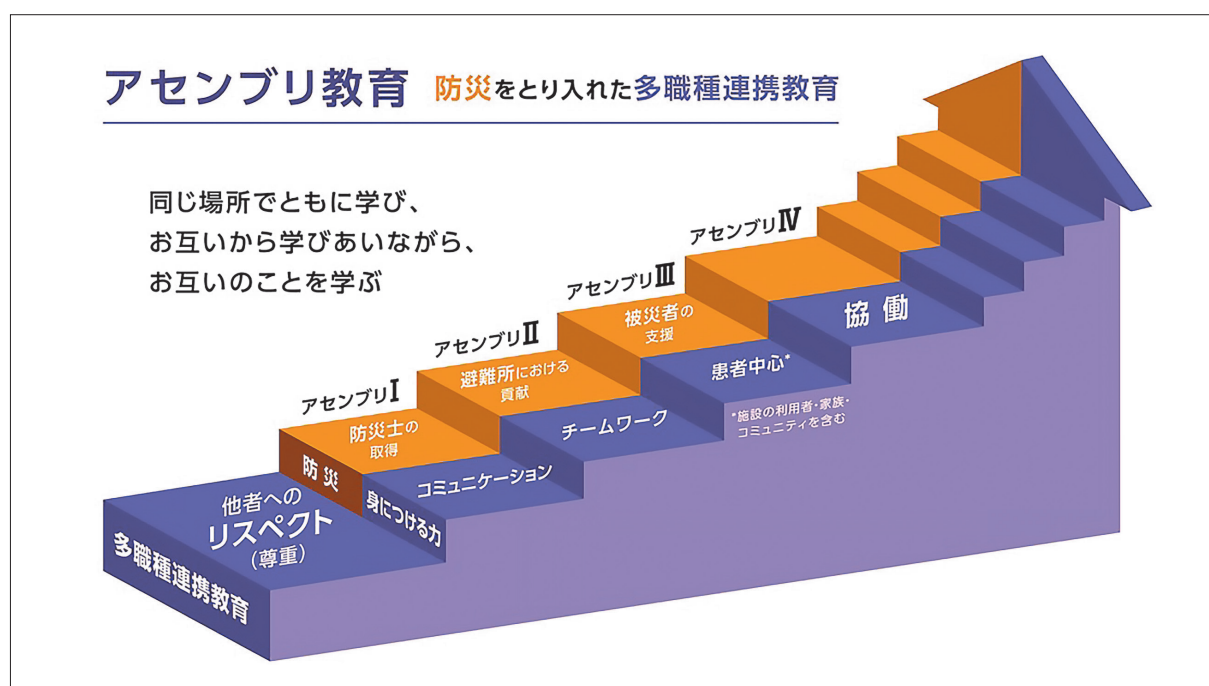
多職種連携（協働）に必要な能力として、「コミュニケーション」、「チームワーク」、「患者・（施設の）利用者・家族・コミュニティ中心の考え方」、「協働実践」を段階的に身につけます。また、アセンブリ教育には、**防災**を取り入れたプログラムもあります。アセンブリ教育において最も大切なことは、**他者のリスペクト（尊重）**です！

アセンブリ教育センター長
大槻 真嗣

アセンブリ教育は、医療のさまざまな専門分野をめざす学生が同じ場所に集まり、共に学ぶ**多職種連携教育**です。学生同士がコミュニケーションをとり、それぞれの専門職の役割を理解しながらチームワークを発揮し、患者中心の考え方を学びます。

プログラムはアセンブリⅠからアセンブリⅣへと、階段を一步一步踏み固めながら上がるように段階的に進みます。学年が進むにつれて、多職種で**協働するための能力**を高めていきます（下図：紫色）。また、平時だけでなく災害時にも多職種が協力して被災者を支援できるよう、防災教育もプログラムの一部として取り入れています（下図：オレンジ色）。

アセンブリ教育で最も大切にしているのは、「**他者へのリスペクト（尊重）**」です。患者さんや福祉施設の利用者、その家族をはじめ、共に学ぶ仲間や教職員、医療・福祉に関わる人々、地域の人々など、多様な他者を尊重しながら学び合うことが、多職種連携の基盤となります。



アセンブリ教育

詳しい内容は下記の二次元コードからアセンブリ教育センターHPをご確認ください。

1. アセンブリ教育（Interprofessional Education）について

1) アセンブリ教育要綱	2) アセンブリ教育実施要領
	

2. アセンブリ教育センター

1) ホームページ（トップページ）	2) アクセス（※）
	

※大学5号館2階学生支援課にアセンブリ教育センター事務が常駐しています。

3. 各アセンブリ教育活動について

1) アセンブリⅠ コミュニケーション	2) アセンブリⅡ チームワーク
	
3) アセンブリⅢ 患者・利用者・家族・コミュニティ中心の考え方、職種の理解	
	
4) アセンブリⅣ 協働の実践	5) アセンブリ防災
	

施設案内

1 図書館

図書館は大学の教育・研究に関わる学術情報の体系的な収集、整理保存、提供を行うことによって大学の教育・研究に対する支援機能を担っています。医学・医療の進展は目覚ましく、それに伴って医学・医療関係の書物・文献情報も増加しています。最近、学術情報の電子化に対応し、電子ジャーナルを始めとする電子情報資源へのアクセスの保証が重要な仕事となっています。情報環境が豊かになり、みなさんは多様な情報に容易にアクセスできるようになりました。しかし、その情報が本当に必要としている情報かどうか、科学的な根拠に基づいているかどうかを見極めなくてはなりません。さらには、必要な情報を探索し、分析・評価し、発信するスキル（情報リテラシー）が求められます。「良き医療人」を目指すみなさんへ図書館が支援の「場」を提供します。ぜひ図書館を利用してください。



図書館長
長崎 弘

医学、医学関連分野、その他の図書（一般図書・専門図書）の貸出および館内で自己学習をする環境が整っています。また、視聴覚教材の貸出及び視聴覚学習ができます。受付で気軽に尋ねてください。

そのほか詳細は、図書館ホームページ（<https://library.fujita-hu.ac.jp>）から確認できます。

（1）場 所

大学1号館2階

（2）開館時間

平 日 8：45～22：00

土曜日 8：45～17：00

入館時には学生証による認証が必要です。必ず携帯してください。

携帯電話による通話および、資料保護のため飲食は原則禁止されております。

（3）休館日

日曜、祝日、総長の日（6/11）、開学記念日（10/10）、年末年始（12/29～1/3）、蔵書点検日

（4）貸出規定

1）図書資料

学 生……10冊 2週間

大学院生……20冊 2週間

学生証により貸出できます。

貸出の延長は1回のみ可能です。

専門雑誌、禁帯出図書（辞書・辞典・年鑑・地図等）は貸出できません。

2）視聴覚教材

学 生……2本 2週間

大学院生……5本 2週間

2 体育施設、フジタホール

下記の施設は、学園行事・授業・部活動に使用されており原則、本学学生及び教職員が利用できます。放課後や勤務終了後に仲間達とのレクリエーションや個人の利用もできます。施設の使用には、申請書が必要となります。不明な点がございましたら下記までお問合せください。

1. 各施設の利用案内

○体育施設

(1) 総合フジタグラウンド（トラック、グラウンド）

- 利用時間 平日：16：10～21：00 土、日、祝日：9：00～21：00
 ※ドクターヘリコプター使用や天候不良時等グラウンド状況によっては、使用できない場合があります。
 ※火・木曜日は芝休めのため、原則的に使用できません。
 ※芝生の養生期間など、不定期に使用できない場合があります。
- 照明設備 ポイント購入式…6,500円（300P：1面5時間）～
 （アセンブリホール体育館管理室で購入可能）

(2) 多目的グラウンド

- 利用時間 平日：16：10～日没 土、日、祝日：9：00～日没
 ※天候不良時等グラウンド状況によっては、使用できない場合があります。
- 照明設備 ありません。

(3) テニスコート（4面）

- 利用時間 平日：16：10～21：00 土、日、祝日：9：00～21：00
 ※天候不良時等グラウンド状況によっては、使用できない場合があります。
- 照明設備 ポイント購入式……5,000円（600P：1面10時間）～
 （アセンブリホール体育館管理室で購入可能）

(4) アセンブリホール体育館

1F大アリーナ、2F中アリーナ（武道場）、2F小アリーナ1（卓球場）、3F小アリーナ2（トレーニング室）

利用時間

- 1F大アリーナ、2F中アリーナ（武道場）、2F小アリーナ（卓球場）
 平日：16：10～21：00 土、日、祝日：9：00～21：00
- 3F小アリーナ（トレーニング室）
 • 平日：16：00～21：00 夏期：13：00～21：00 土曜日：13：00～16：30

(2) フジタホール

1) フジタホール 500、2000

- 利用時間 平日、土、日、祝日：9：00～21：00

2. その他

各施設予約状況表及び使用許可願等書類掲載ホームページアドレス
《パーソナルページ》 <http://www.fujita-hu.ac.jp/~phy-gym/>

使用許可願書類等提出先

場 所：アセンブリホール体育館または大学 2 号館 3 階

連絡先：(TEL) 0562-93-2585

(Mail) phy-gym@fujita-hu.ac.jp

3 地域連携教育推進センター

本学が有する知的資源を活用し、医療系総合大学としての特色を生かした活動に取り組むことで、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

センターが窓口となり、公開講座の開催、講師の派遣、イベントへの参加などを通じて教育機会の提供や地域課題の解決に向けた支援を行い、地域からの多様な要望に応えています。また、行政や協定を締結している他大学との連携により、様々な組織の力を結集し、地域の活性化に貢献しています。

場 所：大学 2 号館 3 階

連絡先：(TEL) 0562-93-9663

(Mail) chiiki-c@fujita-hu.ac.jp

4 国際交流推進センター

本学からグローバルな舞台で活躍できる医療人を輩出すべく、留学生等の受け入れ、学生や教職員の海外派遣、オンラインプログラム、国際交流イベントの開催など本学の国際交流活動を企画・運営・支援しています。また、協定校の情報や国際イベント、英語の書籍や雑誌などの貸し出しなど、国際に関する情報を集めたイングリッシュラウンジを運営しています。留学生との交流に興味がある方や、協定校への留学などで質問や相談のある方は、お気軽にお越しください。

場 所：大学 2 号館 3 階（センターオフィス）・大学 1 号館 B 1（イングリッシュラウンジ）

連絡先：(TEL) 0562-93-2884

(Mail) c-int-rl@fujita-hu.ac.jp

防 災 に つ い て

1 藤田医科大学における学生の地震防災に関する基本的行動指針

藤田学園は、学校法人藤田学園防災対策規程に定められた藤田学園防災対策組織によって地震への対応を実施します。有事に際しては藤田医科大学医学部、同医療科学部、同保健衛生学部（以下、藤田医科大学という）の全構成員が冷静かつ協力し合って行動することが求められます。

災害においては「想定外の出来事」が生じることも想定しなければなりません。地震等の災害発生時には、大学は極力臨機応変に対応するよう務めますが、最も大切なのは学生が安全、安心な場所に素早く避難することです。

学生の地震防災に関する基本的行動指針

1. 学内で突発的な地震にあった場合

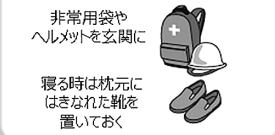
- (1) 最初に、自分の身を守ります。特に、揺れている間は、姿勢を低くし、頭や体を防護し、揺れが収まるまで動かない、の3つが身を守る基本行動です。（シェイクアウト）
- (2) 揺れがおさまったら、すばやく火や危険物の始末をしてください。
消火が困難な場合は、直ちに指定避難場所へ避難してください。
- (3) 火災がなかった場合は、現在いる場所の安全確認を行ってください。
安全が確認できた教室で待機し、教職員の指示に従って行動してください。
教職員が不在の場合は、教室に掲示されているアクションカードに従い行動してください。

2. 学外で突発的な地震にあった場合

- (1) 愛知県内もしくは自身の居住地において震度6強以上の地震が観測された場合は、臨時休校または公欠とします。
 - ・登校中の場合は、安全を確保して速やかに帰宅してください。
 - ・実習先にいる場合は、実習先の指示に従って行動してください。なお、講義再開の連絡があるまでは自宅待機といたします。
- (2) 愛知県内及び自身の居住地において震度6弱以下の地震が観測された場合は、大学から連絡がない限り通常通り講義が行われます。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報について
内閣府から発令される南海トラフ地震臨時情報（調査中/巨大地震注意/巨大地震警戒/調査終了）が発表された場合は、個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始し、今後の情報に注意してください。

以下、内閣府ホームページ (<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index4.html>)
より引用

南海トラフ地震臨時情報に対する行動指針

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備  	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   
1週間(※)	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

2 異常気象時における授業の取り扱いについて

気象庁から、愛知県西部（尾張西部・尾張東部・西三河北西部・西三河南部・知多地域）または自身の居住地において「暴風警報」が発令された場合の講義や実習、試験の取り扱いは、以下のとおりとします。

台風等で警報発令に伴う休講について、ホームページに休講情報は掲載されません。また、電話での問い合わせにも応じることができません。気象庁より発表された情報をもとに、下記を参考に各自で判断してください。

なお、休講となった場合、登校禁止となります。事務手続きや、すべての学内施設も使用することができなくなります。自習や部活動も禁止となりますので、注意してください。

（１）講義や実習、試験の開始前に暴風警報が発令された場合

午前 6 時00分から午前10時00分までに解除された場合	午前中の講義・実習は休講、試験は延期とする。 午後の講義・実習及び試験は平常通り行う。
午前10時00分を過ぎて解除された場合	午後の講義・実習は休講、試験は延期とする。 ただし、大学院の夜間講義については午後 3 時00分を過ぎて解除された場合、休講とする。

（２）講義や実習、試験の開始後に暴風警報が発令された場合

授業時間帯に発令された場合	学部長の判断により、講義や実習の休講および試験の延期を決定する。
実習先で発令された場合	実習先の指示に従って行動してください。
通学途中に発令された場合	安全を確保して速やかに帰宅してください。

（３）その他の気象警報が発令された場合

「大雨警報・洪水警報・波浪警報・高潮警報・大雪警報」が発令された場合	大学から連絡がない限り、平常通りとする。
「波浪特別警報、高潮特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報」が発令された場合	その地域に在住する学生の登校は禁止する。

3 落雷に対する注意

運動系のクラブ活動中や個人的な屋外での活動中に落雷に遭うおそれがあります。自分や周囲の安全を守るため、雷が発生した時の行動は心得ておき、速やかに避難してください。

以下、気象庁ホームページより

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>)

雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。以下のことを念頭に速やかに安全な場所へ避難することが、雷から身を守るために有効です。

1. 雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難

雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。グラウンドやゴルフ場、屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難して下さい。

鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れば更に安全です。

2. 安全な空間に避難できない場合の対応

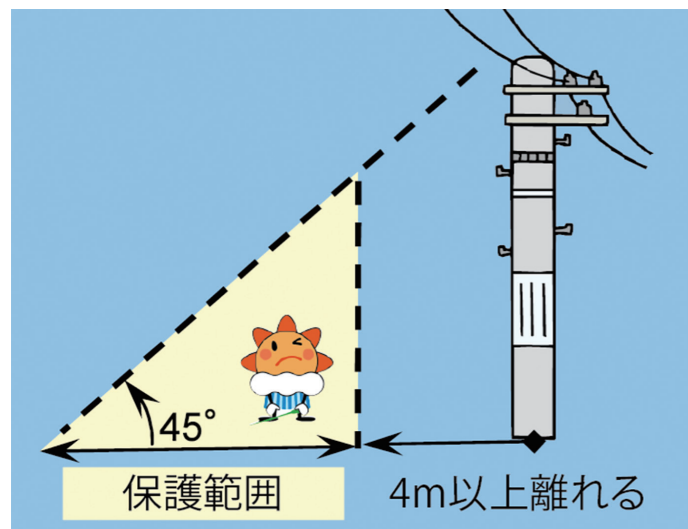
近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。

高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上は離れてください。

姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

なお、保護範囲に退避していても、落雷地点の近くで座ったり寝ころんでいたりしていると、地面に接触している身体の部分に、しびれ、痛み、ヤケドが発生し、ときには歩けなくなることがあります。

（雷から身を守るには ― 安全対策Q & A ―：日本大気電気学会 から引用）



キャンパス案内図

キャンパス案内図





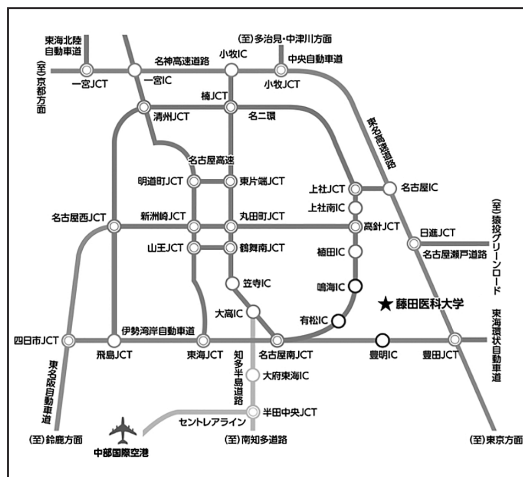
■主な施設

図書館	1
ビジュアルセンター	1
学生相談室	1
フジタホール500	1
地域連携教育推進センター	2
国際交流推進センター	2
IR推進センター	2
獨創一理祈念館	2
同窓会室・藤医会室	2
医学科学務課	2
一時休憩室	3
医療検査・放射線学科学務課	3
看護学科学務課	3
研究推進本部	4
学生支援課	5
ラーニングコモンズ	5
フジタホール2000	6
ダビンチ低侵襲トレーニングセンター	7
リハビリテーション学科学務課	8
地域包括ケア中核センター	9
健康管理部	11

■生活施設

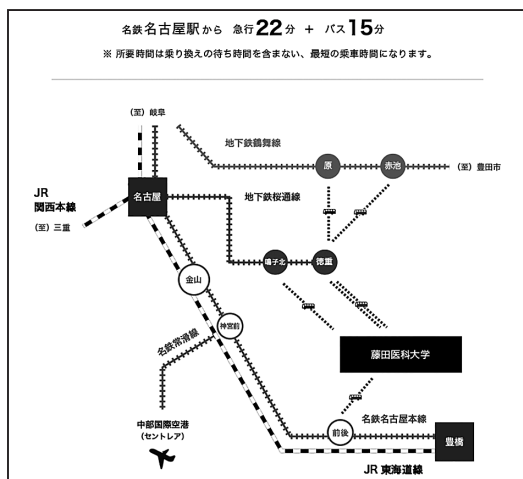
丸善書店	1
学生食堂	6
ファミリーマート	6 11 13
レストピアふじた(一般食堂)	9
藤田医科大学病院内簡易郵便局	12
キャッシュサービス	12
(三井住友銀行ATM)	
(三菱UFJ銀行ATM)	
(岡崎信用金庫ATM)	
ドトールコーヒー	12

藤田医科大学へのアクセス



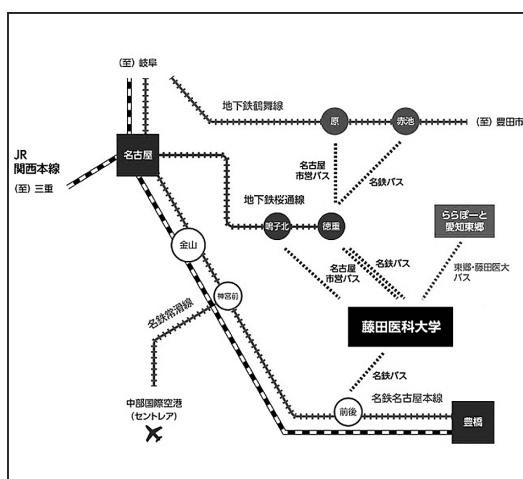
■車〈有料道路利用〉

- ・名古屋第二環状自動車道「鳴海IC」から約10分、または「有松IC」から約15分
- ・伊勢湾岸自動車道「豊明IC」から約15分（東京方面からの出口）



■公共交通機関

最寄り駅は、名鉄名古屋本線「前後駅」および名古屋市営地下鉄桜通線「徳重駅」です。



名鉄 前後駅から

名鉄バス乗り場①から「藤田医科大学病院」行き、または「赤池駅（藤田医科大学病院・地下鉄徳重経由）」行きで15分

名古屋市営地下鉄 各駅から

- ・桜通線「徳重」駅から、名古屋市営バス「徳重13系統」または名鉄バスで16分
- ・桜通線「鳴子北」駅から、名古屋市営バス「鳴子16系統」で26分
- ・鶴舞線「原」駅から、名古屋市営バス「徳重13系統」で33分
- ・鶴舞線「赤池」駅から、名鉄バスで38分

JR大高駅から

- ・名古屋市営バス「緑巡回」で約40分
- ※1時間に1本の本数が少ない路線です。

ららぽーと愛知東郷から

- ・「ららぽーと愛知東郷」から、直通バス「藤田医科大学病院行き」にご乗車ください。
- ※平日のみの運行です。

藤田医科大学 ばんだね病院へのアクセス



電車の場合

JR東海道本線「尾頭橋」駅へ。

- ・名古屋駅から「岡崎・豊橋方面（普通）」で2分
- ・金山駅から「名古屋・大垣方面（普通）」で2分
- ※名鉄・地下鉄名城線金山駅から徒歩15分

バスの場合

名古屋市営バスまたは三重交通バス「尾頭橋」バス停へ。

- ・名古屋駅から
名鉄バスセンター3階2番のりばから、三重交通バス「イオンモール名古屋茶屋」行き
- ・金山駅から
金山バスターミナル3番のりばから、名古屋市営バス 金山21番系統「中川車庫前」「地下鉄高畑」行き、または金山23番系統「岩塚本通4丁目」「戸田荘」行き
- ・高畑駅（地下鉄）から
地下鉄高畑1番のりばから、名古屋市営バス「中川巡回右回り」「中川巡回左回り」
地下鉄高畑4番のりばから、名古屋市営バス金山21番系統「金山」行き

藤田医科大学 七栗記念病院へのアクセス



近鉄名古屋線久居駅から

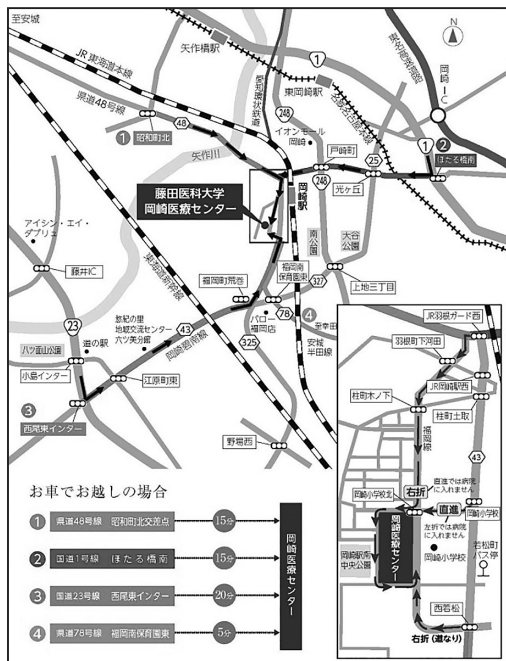
「下村経由榊原車庫前行」バスに乗りし、
「七栗記念病院前」（病院の構内へ入るバス）下車もしくは、
「七栗記念病院口」（病院の構内へ入らないバス）下車
（下車してから徒歩5分）

近鉄大阪線榊原温泉口駅から

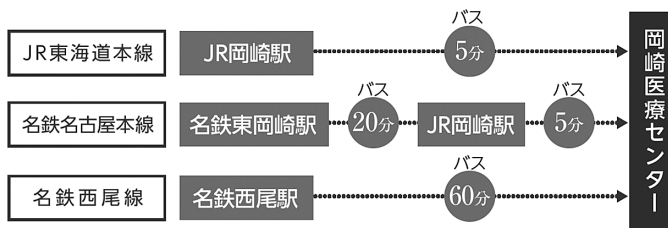
バスはなく、タクシーのみ

※大阪方面からのお越しの方は、「近鉄大阪線伊勢中川駅」にて乗り換え「近鉄名古屋線久居駅」までお越しいただくほうが便利です。

藤田医科大学 岡崎医療センターへのアクセス



公共交通機関をご利用の場合





藤田医科大学 全学共通
FUJITA HEALTH UNIVERSITY